

学校における防災教育・安全指針

－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－



平成26年3月

和歌山県教育委員会

はじめに

本県では、平成15年8月に「学校における防災教育指針」を策定し、防災教育の充実に取り組んできました。

さらに、近い将来、南海トラフの地震が高い確率で発生することが予測されることに鑑み、「自助」と「共助」の精神を育むことをはじめ、学校防災体制の充実、施設の耐震化、施設設備の安全点検など、ソフト・ハード両面での取組が益々重要であることから、平成21年3月に指針の改訂版として「学校における防災教育・安全指針」を作成し、防災教育・危機管理の具体化に努めてきました。

折しも、平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震・津波による東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、また、同年9月3日から4日にかけて紀伊半島大水害が発生し、和歌山県では6名の子どもを含め、61名の犠牲者を出す大災害となりました。

本県では、これらの災害を教訓に自分の命を自分で守る力「生き抜く力」を育むため、「和歌山県防災教育指導の手引き」を平成25年3月に作成し、小・中学校では全ての学年においてこれを活用した防災学習が実践されているところです。また、沿岸部の学校では、地域学習を含めた実践的な津波避難訓練が繰り返し実施されています。

東北地方に伝わる「津波てんでんこ」、群馬大学片田敏孝教授が提唱する「津波避難3原則」のように、これからの防災教育は、行動力をつけるための「姿勢の防災教育」が重視されています。1人の犠牲者も出さないという信念をもって、子どもたちに「生き抜く力」を身に付けさせなければなりません。そのためには、子どもたちが主体的に学び・行動することを重視し、防災学習と避難訓練を一体として捉え、避難行動マニュアルを子ども・保護者も含め共通理解することが必要です。

こうしたことを踏まえ、事前の危機管理に重点を置き、「学校における防災教育・安全指針」を再度改訂することとしました。

防災教育・防災対策を確立し、地域に防災文化を根付かせるために、また、事前の危機管理の充実と家庭・地域との連携のために本指針を御活用願います。

平成26年3月

和歌山県教育委員会
教育長 西下博通

目 次

基本編

1	防災教育の意義	1
2	学校防災に関する基本的な考え方	1
(1)	防災教育	1
(2)	防災管理	1
(3)	防災に関する組織活動	1
3	発達の段階に応じた防災教育の目標	2
4	「防災教育」を充実させる必要性	3
(1)	地震・津波の発生と「想定」に係る状況	3
(2)	災害対策基本法等における防災教育の位置付け	3
(3)	「自助」「共助」の防災教育について	3
(4)	防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度	3
5	防災教育に係る取組の方向性	4
(1)	人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進	4
(2)	地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進	4
(3)	減災運動の推進	4
(4)	地域性を考慮した防災教育の推進	5
(5)	学校施設耐震化の推進	5
6	防災教育に関する指導計画の作成と評価	5
7	実践を重視した取組	5
8	防災教育の充実と安全管理等の徹底	5

実践編

I 防災教育の充実

1	児童等の力を引き出す防災教育	7
(1)	発達の段階に応じた指導内容	7
ア	幼稚園等（幼児期）における指導内容	7
イ	小学校における指導内容	8
ウ	中学校における指導内容	12
エ	高等学校における指導内容	13
オ	特別支援学校における指導内容	14
(2)	災害ボランティア活動	15
(3)	参加体験型の防災教育	15
2	避難（防災）訓練	16
(1)	訓練実施にあたっての留意事項	16
(2)	いろいろな避難訓練	17
(3)	防災研修・訓練実施計画例	18
3	教職員の防災研修	19
(1)	教職員研修の例	19
(2)	校内研修の例	19

II 児童等の安全確保のために

災害に備えて

1	災害への備えと災害発生により想定される対応事項等	20
2	学校防災体制ー平常時における防災組織の例（学校安全委員会又は防災委員会）	22
3	学校安全度評価	23
(1)	平常時の安全評価度の例	23
(2)	安全点検表の例（非常用品）	24
(3)	安全点検表の例（施設・設備）	25
(4)	施設・設備の安全点検及び耐震対策	26

災害発生時の対応

1	災害発生時における連絡・連携	30
(1)	関係機関等との連絡・連携体制	30
(2)	関係機関等への通報・連絡内容と方法	30
(3)	児童等の安否確認	31
2	災害発生時における応急対応組織の例（学校災害対策本部）	32
3	教職員の緊急マニュアル	33
(1)	地震の場合	33
アー1	在校時の対応例（津波到達時間が短い地域）	33
アー2	在校時の対応例	34
イー1	登下校時の対応例（津波到達時間が短い地域）	35
イー2	登下校時の対応例	36
ウ	学校外の諸活動中の対応例	37
エ	勤務時間外の対応例	38
(2)	風水害・土砂災害の場合	39
4	児童等の引き渡しについて	41
(1)	引き渡しの判断	41
(2)	学校に待機させる場合の留意点	41
(3)	引き渡しの手順の明確化	41
5	学校施設設備の点検（学校再開に向けて）	43
6	避難所運営の協力について	44
(1)	避難所としての学校の対応	44
(2)	教職員の協力体制の整備	44
7	児童等の心のケア	45

資料編

1	防災教育等に関する情報提供	47
2	市町村等防災担当窓口一覧	48

基本編

1 防災教育の意義

学校における安全教育は、自他の生命尊重を基本理念に、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）が生涯にわたって安全な生活を営むことができるよう、自律的に安全な行動ができる態度や能力を身に付けることをねらいとしている。

防災教育は安全教育の一環として行われるものであり、児童等に実践的な防災対応能力を培うことを目的とし、「生き抜く力」をはぐくむことと密接に関連していることから、各学校においては、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に防災教育を展開する必要がある。

2 学校防災に関する基本的な考え方

学校における防災（以下「学校防災」という。）は、「防災教育」、「防災管理」、「防災に関する組織活動」の各分野に整理することができる。これらを適切に推進することにより、児童等の安全確保と防災対応能力の向上を目指す。

(1) 防災教育

生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するため、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通して防災教育を実施する。

ア 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成

イ 生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成

ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解

(2) 防災管理

地震・津波等災害の発生を想定し、被害の原因となる要素をできる限り除去する。災害発生時や事後に、児童等の安全を確保するため、適切な応急手当、安全措置がとれる体制を整備する。

ア 施設・設備の管理及び安全点検

イ 児童等の安全確保方策

ウ 情報連絡体制の整備

エ 学校安全度の評価・改善

オ 避難所となった場合の運営協力体制

カ 非常用物資、機器等の備蓄管理

キ 学校教育再開・応急手当・心のケアに向けての対応

(3) 防災に関する組織活動

校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明確にし、平常時及び災害発生時の防災体制を確立するとともに、「防災委員会」等を組織し、学校防災に関する計画の策定・見直しや、保護者、地域住民、消防警察等の関係機関・団体等との連携を密にする。

ア 校内における防災教育、防災管理の推進体制の整備

イ 教職員の防災教育・管理等に関する研修

ウ 開かれた学校づくりの視点に立った家庭や地域社会との連携体制の整備

3 発達段階に応じた防災教育の目標

防災教育の内容を体系的・効果的に習得することができるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の目標は次のとおりとする。各学校では、児童等や地域の実態を考慮し、組織的・計画的に防災教育を推進する。

幼稚園等（幼児期）		安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く動ける。
小学校	低学年	災害に関心を持ち、災害発生時に近くの大人に連絡したり、一緒に避難してもらえるよう声をかけるなど、適切な行動ができる。
	中学年	災害について基本的な理解ができ、自ら安全な行動ができるようにするとともに、周囲の人と協力して危険を回避できる。
	高学年	災害の危険を理解し、自ら安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。また、「自助」と「共助」の意味や大切さを理解する。
中学校		日常の備えや的確な判断のもとで主体的な行動ができる。また、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動ができる。
高等学校		安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、自ら適切な役割を担い判断し行動できる。
特別支援学校		幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容に準じるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じ、各学校で適切な目標を設定する。

図：発達段階に応じた自助・共助の相互関係（イメージ）



自分の命を自分で守る

東日本大震災では、学校管理下において、教職員の適切な誘導や日常の避難訓練等の成果によって、児童等が迅速に避難できた学校があった一方、避難の判断が遅れ、多数の犠牲者が出た学校や、下校途中や在宅中に被害にあった児童等がいました。

自然災害では、想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて適切に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けさせることが必要です。

そのためには、日常生活においても状況を判断し、最善を尽くすといった「主体的に行動する態度」を身に付けさせることが極めて重要です。



4 「防災教育」を充実させる必要性

(1) 地震・津波の発生と「想定」に係る状況

平成7年の阪神・淡路大震災以降、日本列島は、地震の活動期に入ったとも言われ、各地で発生する地震が毎年のように犠牲者を出してきた。平成23年3月には、巨大災害・東日本大震災が発生した。歴史的に海溝型地震の被害の記録が連続する東北地方であるが、その規模は、調査されてきた貞観地震の規模に匹敵するとされ、発生頻度は600年に一度とも言われた。

東北地方と同様、海溝型地震の被害が連綿と記録されている和歌山県沿岸部にとって、南海トラフ地震の発生頻度は90年から150年である。昭和東南海地震(1944)昭和南海地震(1946)から約70年が経過し、紀伊半島は警戒期に入ったとされている。

内閣府・中央防災会議は、東日本大震災の教訓を踏まえ、科学的知見に基づく最大クラスの地震として、「南海トラフ巨大地震」の想定を公表(平成24年3月・8月)した。この想定は、「何としても命を守る」目的で、防災・減災対策を検討するための想定、との位置付けである。その発生頻度は千年に一度かそれ以下とされているものの、発生すれば東日本大震災をはるかに超える巨大災害であり、衝撃的な想定であった。

このような巨大災害の想定を冷静に受けとめ、「正しく恐れる」姿勢を保つよう導くことが「防災教育」の使命である。全ての児童等が、徒に恐れることなく、郷土の自然に対する畏敬の念を持ちつつ、その日その瞬間に正しく行動できる姿勢を堅持できることが、最終目標であり、そのため「防災教育」の充実が求められている。

(2) 災害対策基本法等における防災教育の位置付け

災害対策基本法第8条第2項において、「国及び地方公共団体は、(略)特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない」と定めており、同項第18条に「防災上必要な教育(略)に関する事項」が掲げられている。また、和歌山県防災対策推進条例第36条において、「県は、(略)防災に関する教育の充実に努めるものとする」と定めている。このように、防災教育は、児童等が自らの安全確保に資することはもとより、地域防災活動の担い手育成という観点などから、必要不可欠であると位置付けられている。

(3) 「自助」「共助」の防災教育について

「防災教育」では、まず「自助」の精神がスタートであり、全ての基礎になる。災害に向き合い、その日その瞬間に正しく行動できる姿勢を、全ての児童等が体得することが最も重要である。

ただし、「防災教育」の内容については、災害が発生する以前の予防段階だけではなく、発生後の様々なニーズに合わせた取組について、広く学習することが有効である。例えば、「災害時要援護者避難支援」「避難所運営訓練」「ボランティアセンター運営訓練」など、災害発生時～直後～復旧の各フェーズにおける取組について学び、地域の一員として「共助」の精神を体得することができる。

災害後の生活を理解し、復興までの全体像を把握することで、先人の経験を生かす対応ができるとともに、発生時に自らの理解から自律的な行動ができることにつながる。

(4) 防災・減災対策によって大きく異なる被害の程度

内閣府では、平成25年3月に、新耐震基準(昭和56年)による建築物の耐震化や早期の津波避難の徹底など地震防災対策を適切に実施することにより、最大で地震による物的被害の約5割、経済的被害の約3割、津波による人的被害の約9割を削減することが可能であると発表している。

また、災害被害を軽減し、児童等の安全を確保するためには、危機意識を高め、避難計画の作成や施設耐震化の強化など、ソフト・ハード両面からの減災対策の取組が重要となっている。

5 防災教育に係る取組の方向性

児童等に、自分の命を自分で守る、「自助」の力を身に付けさせることが重要である。

そのためには、避難訓練を計画的かつ繰り返し実施すること、「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用し、主体的に学習する機会を保障すること、全教員の工夫・教材開発により地域の実情に合わせた学校独自の防災学習カリキュラムを策定することが効果的である。

一方、「共助」に必要な技能を習得し、地域防災を担う青少年を育成することも重要である。各校で実施する「高校生防災スクール」において、生徒の自主運営による参加体験型の講習や訓練を実施したり、地域学習やボランティア活動などの体験学習をしたりすることも効果的である。

とりわけ、防災訓練の充実等による児童等の安全確保はもとより生徒のボランティア活動への参加を促進し、他の人々や地域の安全にも役立つことができるような実践的な対応能力、態度、習慣を培うことが重要である。

(1) 人間としての在り方・生き方の指導に立脚した防災教育の推進

防災教育を行うに当たっては、地震等災害発生の基本的なメカニズムに関する知識の習得とともに、災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせたり、防災に関する意識の高揚を目指すとともに、助け合いやボランティアの精神など「共助」の心をはぐくみ、人間としての在り方・生き方を考えさせる取組を進める。

また、災害に対する備えや災害が起こった後の対応の準備を行うことが被害を減少させるという「減災」の考え方や、国・県・市町村などが学校や地域を災害から守る「公助」と、「自助」、「共助」の連携が大切であることを理解させる。

さらに、次の観点から、児童等の将来を見据えた防災教育の推進に努める。

ア 地震等災害が起こった時に被災しないための最低限の行動を反射的にできる児童等を育てる。

イ その行動は他の地域で災害に遭遇しても生かすことができる。

ウ 中学校や高等学校に進学し、より実践的な知識を得ることができる。

エ 成人した時に、自分や家族等が被災しないための知識が得られる。

オ 安全・安心社会の地域リーダーになれる人材を育てる。

カ 地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加することのできる人材を育てる。

(2) 地域・関係機関と連携した計画的・組織的な防災教育の推進

ア 各学校においては、日ごろから「開かれた学校づくり」に努め、PTA、各市町村災害対策部局、警察、消防署等と緊密に連携しながら、避難所の運営に対する協力の在り方、防災訓練や心肺蘇生法(AEDの使用を含む。)等の救命講習の実施、災害時の対応等について協議を進める。

イ 地域と連携した防災訓練を実施し、その中で生徒自らが支援活動等を体験できる場を設定するなど、地域ぐるみの計画的・組織的な防災訓練の一員として積極的に参加できるようにする。

ウ 地域が実施する防災訓練への参加や災害ボランティアに関する体験学習、地域住民から災害体験談を聞く機会を設けるなど、学校・家庭・地域が一体となり、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に防災教育を進める。

エ 防災教育を進める上では、「稲むらの火」や濱口梧陵の偉業について学ぶとともに、「稲むらの火の館」(広川町)や国・県・市町の防災(学習)センター等の施設を十分活用する。

(3) 減災運動の推進

地震による犠牲者を出さないために、住宅の耐震化率(平成20年度本県70%、全国平均79

%)、家具の固定率(平成23年度本県39.8%)を高める必要がある。

ア 小学5年生を対象に減災副読本「命を守る県民減災運動」を活用し、子どものうちから耐震化補強の必要性や家具類の固定方法を学習させる。家庭での実施へつなげ、全体の実施率向上を目指す。

イ 県で実施している「出張！減災教室」(地震体験、地震・津波の基礎講座、家具固定に関する講座・実習、構造模型を用いた住宅の耐震化講座等)を活用し、学校・保護者・地域が連携して減災を進めていく。

(4) 地域性を考慮した防災教育の推進

地震による災害は、津波だけでなく、火災や地割れ、断層、液状化現象、建物の倒壊などがある。そのため、沿岸地域から山間地域まで、学校の地域性を考慮した防災教育を推進する。

(5) 学校施設耐震化の推進

児童等の学習や生活の場であり、住民の緊急避難場所及び避難所としても期待される学校施設の耐震化は、防災管理上の基盤となるものであり、必要不可欠な対策である。

平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)が改正された。本県においては平成18年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」が作成され、住宅・施設の耐震化を計画的に推進しているところである。県立学校施設のうち耐震診断により改修が必要と判断された施設については、平成25年度末までに耐震化をすべて完了した。

市町村立学校の耐震化については完了している市町村もあるが、まだ完了していないところもあるので積極的に推進することが必要である。

6 防災教育に関する指導計画の作成と評価

防災教育の充実のため、各学校の教育目標や当該年度の重点目標の中に、児童等や地域の実態に合った防災教育に関する目標を掲げるとともに、この目標にかかる具体的な指導計画を作成し、体系的、効果的な学習を展開することが大切である。また、指導計画、指導方法、指導成果等の観点を明確にし、適切な評価を行うとともに、保護者や地域住民等による外部評価の導入も検討し、次の計画の改善につなげていくことが重要である。

7 実践を重視した取組

災害は、机上の議論ではなく、いつ発生するかもしれない現実の問題であり、常に危機意識をもって、災害を想定した実践型の取組が求められる。また、学校の自主防災力の強化はもとより、地域社会の一員として、地域防災に貢献するという視点をもつことや地域防災訓練等に参画することも大切である。

本県でも、避難訓練等実践的な防災教育の展開や「学校の安全管理に関するマニュアル」の作成等について、従来から取り組んできたところである。南海トラフの地震等の大規模災害発生に備え、学校防災に関する取組事例等の資料を活用し、各学校においては、危機意識をもって、児童等の発達や地域の実態に即した具体的な取組を積極的に推進することとする。

8 防災教育の充実と安全管理等の徹底

学校保健法が「学校保健安全法」(以下「法」という。)として改正され(平成21年4月1日施行)、学校安全に関する規定が充実・整備された。近い将来、大型地震が高い確率で発生することが予測さ

れていることや自然災害等の現状に鑑み、各学校は、防災教育をはじめとする安全教育の充実と、学校安全管理等の徹底に一層努めることとする。

(1) 学校安全に関する設置者の責務（法第26条）

学校の設置者は、児童等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等により児童等に生ずる危険を防止するとともに、事故等により児童等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 学校安全計画の策定及び実施（法第27条）

各学校は、災害安全（防災）、生活安全及び交通安全に対応した総合的な安全対策を講じるため、学校安全計画を策定し、①学校の施設設備の安全点検、②児童等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全指導（防災避難訓練の実施、安全マップの作成等）、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項と位置付けるとともに、これを実施すること。

(3) 学校環境の安全の確保（法第28条）

校長は、学校の施設又は設備について、児童等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(4) 危険等発生時対処要領の作成等（法第29条）

各学校は、災害や不審者侵入など危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル等）を作成する。そして、防災訓練等を通じて検証し、毎年度適切な見直しを行う。

また、災害等により児童等に危害が生じた場合において、児童等及び関係者の心身の健康を回復させるため、スクールカウンセラー等による児童等へのカウンセリング、医療機関の紹介等必要な支援を行う。

(5) 地域の関係機関等との連携（法第30条）

各学校は、児童等の保護者、消防署、警察署その他関係機関、地域の安全を確保する団体や地域住民等との連携を図るよう努める。

実践編

I 防災教育の充実

1 児童等の力を引き出す防災教育

(1) 発達の段階に応じた指導内容

ア 幼稚園等（幼児期）における指導内容

【目標】

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるようにする。

校種	教科領域等	学習内容等
幼稚園	保育の中で （健康・人間関係・環境・言葉・表現）	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所・危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 ・先生や友達とともに過ごすことの喜びを味わう。 ・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。 ・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 ・身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。 ・いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
	行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に慣れさせるために、避難訓練（予告あり、予告なし）を計画的かつ複数回実施する。 ・避難訓練及び引き渡し訓練などを保護者等と連携して実施する。 ・災害などの緊急時には、教員や周りの大人の指示に従い、適切な行動がとれるようにする。

イ 小学校における指導内容

「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用し、避難行動に結びつく知識や姿勢を学び、災害から命を守るための「生き抜く力（自助）」を身に付けさせる。

【目標】

低学年…災害に関心をもち、災害発生時に近くの大人に連絡したり、一緒に避難してもらえよう声をかけるなど、適切な行動ができるようにする。

中学年…災害について基本的な理解ができ、自ら安全な行動ができるようにするとともに、周囲の人と協力して危険を回避できるようにする。

高学年…災害の危険を理解し、自ら安全な行動ができるようにするとともに、自分の安全だけでなく他の人々の安全にも気配りができるようにする。また、「自助」と「共助」の意味や大切さを理解できるようにする。

校種	教科領域等	学習内容等
小学校 (低学年)	生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人々と適切に接することや安全に生活することができる。 ・ 公共物や公共施設を大切に安全に気を付けて正しく利用することができる。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や安全に気を付け、規則正しい生活をする。 ・ 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。 ・ 進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で安全な生活態度を形成する。 ・ 防災訓練等において、災害に応じた行動ができる。
小学校 (中学年)	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会における災害及び事故の防止について、見学・調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の動きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 ・ 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。 ・ 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。 ・ 郷土の伝統と文化を大切に、郷土を愛する心をもつ。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防災マップを作成し防災意識を高める。 ・ 地域の災害を調査し学習する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で安全な生活態度を形成する。 ・ 防災訓練等において、避難の方法について理解し安全に行動できる。

校種	教科領域等	学習内容等
小学校 (高学年)	社会	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを理解する。 ・わが国の情報産業や情報化した社会の様子について調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを理解する。 ・大災害が発生した場合、国民の生活を守るため、国が法律を定め被災地の復旧復興を援助する制度があることを知る。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・気象現象や流水の働きの規則性についての考えをもつことができる。 ・1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方について理解する。 ・土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや大地の働き方を調べ、大地のつくりと変化について理解する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができる。
	体育	<ul style="list-style-type: none"> ・けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができる。
	道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。 ・生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。 ・働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。 ・郷土やわが国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境について体験的・探究的な学習をする。 ・地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活態度を形成する。 ・委員会活動や集会活動において安全意識を高める。 ・防災訓練等において、安全な避難行動ができるとともに、初期消火などにより二次災害を防止できる。 ・野外活動において、サバイバルスキルを身に付ける。

減災教育副読本「命を守る県民減災運動～地震に強いまちづくりをめざして～」 (小学校5年生対象)



家屋の耐震や家具の配置・固定の工夫などについてまとめています。

子どもたちが減災のための知識や行動力を身に付け、家屋の耐震化、家具等の転倒防止に貢献することを期待しています。特に家具類の転倒防止対策については、子どもたちが学習後、家庭において自らが家族の命を守るために実践することを願っています。

震動実験教材「紙ぶるる」 ～建物の揺れについて学ぼう～

地震に弱い建物の特徴を、実験しながら楽しく理解できるペーパークラフト教材です。



「和歌山県防災教育指導の手引き」の活動 (小学校、中学校、特別支援学校対象)



地震や津波から自らの命を守るための知識・判断力・行動力を身につけさせることに視点をあて作成をしています。(平成25年3月)

【冊子】

実践に基づく具体的でわかりやすい「指導事例」と「ワークシートを」掲載

【付属DVD】

学習に使用する資料(ワークシート、写真、グラフ等)を収録

子どもたちが「自分の命は自分で守る」という姿勢を育むため活用してください。

「和歌山県防災教育指導の手引き」(P.2) 【学年別・教育目的別防災教育カリキュラム】(小学校、中学校)

手引きに掲載している「学年別・教育目的別防災教育カリキュラム」です。
各校で授業内容を創意工夫し、より効果的な指導を進めてください。

学年別・教育目的一覧表							
()内の数字は手引きの番号 ※は教科書やほかの副読本で対応							
教育項目	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学生
Ⅰ 地震・津波等自然災害を知る	A 地震・津波のおき方を知る					※【理科】 大地のつくりと変化	※【理科】 地震のメカニズム
	B 津波の特徴を知る		(1-2) 【学活1時間】 津波の高さ				
	C 避難の必要性を知る	(1-1) 【学活1時間】 高台への避難					
	D 津波の様々な特徴を理解する	(1-3) 【学活1時間】 津波の威力			(3-2) 【理科2時間】 津波の特徴		
	E 地震のゆれの特徴を理解する						※【理科】 地震の揺れと伝わり方
	F 土砂災害の特徴を知る			(2-2) 【学活1時間】 土砂災害の特徴			
Ⅱ 対処行動を知る	A 地震から身を守る方法を知る	(1-4)または(1-4②) 【学活1時間】 状況別の行動			※【総合3時間】 耐震補強 家具固定		
	B 津波からの避難方法を知る		(2-1) 【学活2時間】 避難方法と避難場所		(3-1)または(3-1②) 【学活2時間】 津波からの避難		(5-1) 【学活1時間】 避難3原則 (5-1②) 【学活1時間】 津波てんでんこ
	C 学校や自宅周辺の避難場所を知る			(4-1) 【総合2時間】 タウンウォッチング(まち探検)			
	D 様々な避難方法を考える			(4-2) 【総合2時間】 防災マップづくり			(5-4) 【総合2時間】 災害頭上訓練
	E 避難できない人間の心理を知る						(5-2)または(5-2②) 【学活1時間】 率先避難
Ⅲ 先人の経験に学ぶ	A 語り継ぐ責任				※【国語】 百年後のふるさとを守る		(5-3)または(5-3②) 【学活1時間】 防災意識の持続

※ (4-1)、(4-2) は小学3年～小学6年の間で、必ず取り扱ってください。

ウ 中学校における指導内容

【目標】

日常の備えや的確な判断のもとで主体的な行動ができるようにする。また、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動ができるようにする。

校 種	教科領域等	学 習 内 容 等
中学校	社 会	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を理解する。 ・自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。 ・身近な地域における諸事象（南海トラフの地震等）について調査する。
	理 科	<ul style="list-style-type: none"> ・地表に見られる様々な事物・現象（火山と地震）を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。 ・地震の体験や記録を基に、地震のメカニズムや地震に伴う土地の変化の様子を理解する。 ・気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。 ・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察する。
	保健体育 ※必修	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できることについて理解を深める。 ・応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止できることについて理解を深め、心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）などの実習を行う。
	技術・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な日常食の調理ができる。 ・家庭の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できる。
	道 徳	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 ・奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。 ・地域の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
	総合的な 学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境について体験的、探究的な学習をする。 ・地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。 ・災害ボランティアについて調査し体験する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全な生活態度を形成する。 ・学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。 ・学校行事への協力に関する活動を行う。 ・地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。 ・野外活動において、サバイバルスキルを身につける。 ・ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。

※ 学習指導要領保健体育「障害の防止」における必修内容です。「和歌山県防災教育指導の手引き」も活用し、災害発生時における対処行動について指導してください。

エ 高等学校における指導内容

【目標】

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、自ら適切な役割を担い判断し行動できるようにする。

校種	教科領域等	学習内容等
高等学校	地理歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解するとともに、自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察する。
	公民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在に生きる人間の倫理（人間の尊厳と生命への畏敬の念、自然や科学技術と人間のかかわり）について理解する。
	理科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活のかかわりについて考察する。 ・ 地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解する。 ・ プレートテクトニクスとその成立過程、プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解する。 ・ 地球の内部（火山と地震）について理解する。 ・ 地震活動や地震・津波の発生メカニズムについて科学的に調査、研究する。
	保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）など応急手当の重要性を認識するとともに、応急手当の正しい手順や方法を理解・習得する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者介護の基礎を学ぶことを通して、災害弱者等への支援の必要性について認識する。 ・ 健康や安全に配慮した住生活の管理ができる。 ・ 家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義を認識する。
	専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業、農業、看護等の専門学科で扱う。
	総合的な学習の時間	<p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境、災害の歴史と対策について調査研究する。 ・ 世界の災害や危機管理について調査・研究する。 ・ 災害ボランティアについて調査し体験する。
	特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命の尊重と安全な生活態度や習慣を確立する。 ・ 学校生活の充実や改善向上を図る活動を行う。 ・ 学校行事への協力に関する活動を行う。 ・ 地域と連携した実践的な防災訓練を実施する。 ・ ボランティア活動など社会奉仕の精神を培う活動を行う。

オ 特別支援学校における指導内容

【基本目標】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じるとともに、児童等の障害の状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて各学校で適切な目標を設定する。

校 種	学 習 内 容 等
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連の深い教科における指導や各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部について併せて授業を行うなど、児童等一人一人の実態に即した指導を行う。 ・ 中学部・高等部においては、総合的な学習の時間で地域や学校の特色に応じた指導が考えられる。 <p>小学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活（防災訓練、消防署等の公共機関の仕事の理解） <p>中学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会（消防署等の公共機関の働きの理解と利用） ・ 理科（気象や地震についての興味） ・ 職業・家庭（道具や機械の使い方、安全な作業） ・ 保健体育（健康安全に関する初歩的な事項の理解） <p>高等部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会（地域の自然や生活の様子を理解する。） ・ 理科（災害と日常生活の関係） ・ 職業（道具や機械を合理的に使った安全な作業） ・ 家庭（地震、台風、洪水などの時の行動の仕方） ・ 保健体育（生活に必要な健康安全に関する事項の理解）

津波防災啓発DVD「犠牲者”ゼロ”をめざして」

（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保護者対象）

東日本大震災の際、高台に上り津波から逃れた釜石の子どもたち。

その子どもたちを長年指導してきた片田教授が「津波との正しい向き合い方」や「震災直後、釜石の子らがどう行動したか」など、実際に起きた事に即してわかりやすく語っています。



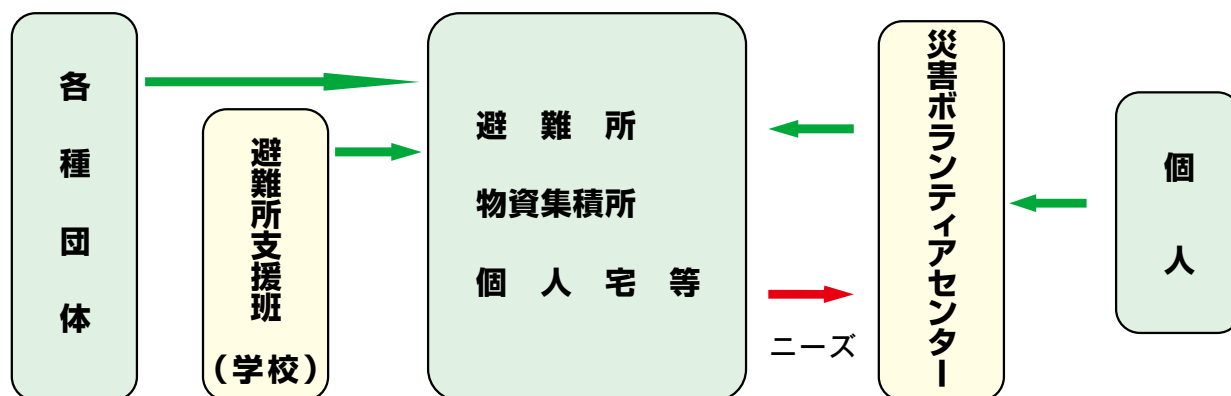
群馬大学片田敏孝教授監修
NHK放送局制作



(2) 災害ボランティア活動

大規模地震等による大きな被害が想定される本県では、自分たちの住む地域が正に被災地となる。被災地にまず必要なことは、被災地内の助け合いである。一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本に立って、自分のできる範囲のことを自発的に行うことが大切である。

なお、被災地におけるボランティア活動は、原則として被災地の災害ボランティアセンター等の受付を経て行うものである。



- ・炊き出し支援、湯茶の提供 ・放送等呼び出し ・清掃活動、家屋片付け、草むしり等
- ・物資の運搬及び配給の手伝い ・飲料水の運搬 ・弁当の分配、食事・家事の手伝い
- ・物資の仕分け ・子どもの世話、遊び相手、スポーツ ・話し相手、行事手伝い、レクリエーション 等

さまざまなボランティアの例

- ・古切手、ベルマーク、書き損じはがき、ペットボトルキャップ、プルタブ等の収集
- ・車椅子移動の手助け、外出時の付き添い ・障害者、高齢者宅への訪問
- ・清掃活動への参加 ・日用品・プレゼント用品作り、情報誌作り、地域の案内
- ・ユネスコや日赤等の活動への参加 ・老人ホームや身体障害者施設でのボランティア 等

(3) 参加体験型の防災教育

「防災教育」といえば、火災や地震、風水害などの災害に係る安全教育を指すことが多い。しかし、本県においては、こうした災害安全教育に加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災等から学んだ多くの教訓や示唆を生かし、人間教育の視点に立った広義な防災教育を考えている。本県の防災教育においては、災害から自らの生命を守るのに必要な「自助」の能力を身に付けたり、防災に関する意識の高揚を図ったりするなど、従来の安全教育の充実に加え、助け合いやボランティア精神など「共助」の心を育み、人間としての在り方や生き方を考えさせる防災教育の実践を目指すものである。

「防災教育に関する指導計画」を作成し、各教科、特別活動等、学校教育活動全般を通じて体系的・計画的に行う。

ボランティア活動を推進し、災害発生時には、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるような姿勢を養う。また、生徒会、部活動等による和歌山県災害ボランティアセンター等への登録を推進する。

学校等は災害の規模・程度・地域の実情により緊急の避難所となることが予想されるため、生徒の参画や活動の在り方等について検討し、それに基づいた実践的な指導を行う。

学校周辺や地域の地図、防災マップなどを活用した災害図上訓練（DIG）を行い、地域の問題点や危険箇所の確認、対応策についての話し合いなどを通じて、実践的な指導を行う。

地域防災計画に基づき、PTAや地域住民（自主防災組織等）及び関係諸機関と連携し、地域と一体となった実践的・総合的な防災訓練を推進する。

有識者による防災・災害研究や、被災経験者の体験談等の講演会を開催し、防災・減災に関する意識の高揚を図る。

DVD「犠牲者”ゼロ”をめざして」「TSUNAMI津波来襲！～その時キミは…～」などの教材や、「稲むらの火の館」、国・県・市町の防災（学習）センター等の施設を十分活用し、「稲むらの火」と濱口梧陵の偉業、防災・減災対策等について学ぶ。

防災教育チャレンジプラン（防災教育チャレンジプラン実行委員会主催）やぼうさい甲子園（兵庫県、毎日新聞社等主催）等に学校における実践事例を応募・紹介したり、防災士などの資格取得・啓発を促す等、防災教育の充実や防災・減災に対する意識の高揚を図る。

災害発生時に必要な応急手当の方法を正しく習得できるように、心肺蘇生法（AEDの使用を含む。）等の救命講習を開催し、生徒及び教職員が全員習得するように努める。

各市町村で実施する地域防災訓練等へ、地域の一員として積極的に参加する姿勢を身に付けさせる。

ライフジャケット、避難用リヤカーを使用して、より実践的な避難訓練を行う。

2 避難（防災）訓練

(1) 訓練実施にあたっての留意事項

ア 地域の実情に応じる

時期・回数・内容等は、学校種別や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連を考慮して設定する。海岸の埋立地・池の埋立地・盛り土、海岸地域・崖の上、崖の下等にある学校は、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害も考慮する。学校が工場地帯に隣接したり、木造住宅が密集している市街地にある場合は、爆発や大火など、山間地域にある場合は、落石、山崩れなどの二次災害の発生も考慮する。

イ 事前指導を充実させる

事前にその意義を児童等に十分理解させ、「自分の命を自分で守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。

地震発生時に反射的に頭部を保護する行動がとれるように、指導を徹底する。

また、児童等が、自宅あるいは地域で過ごしている場合でも、迅速かつ的確に行動できる力が必要のため、予め避難方法や避難場所について考えさせ、教職員の指示がなくても適切な行動がとれるようにしなければならない。児童等にできることを考えさせ、安全を確保しながら行動することができれば、教職員は後方支援に回り、負傷者や支援を必要とする児童等への対応に専念できることを理解させる。

ウ 多様化を図る

屋内消火栓、救助袋、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊張感、臨場感をもたせるなど様々な災害を想定した訓練を工夫する。また、地震により校舎等の継ぎ目や渡り廊下等に損壊が多くなることが予測されるので様々な被害状況を想定し、複数の避難経路を設定しておく。

エ 役割分担を明確にする

教職員一人一人が役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

オ 家庭や関係機関等と連携を密にする

地域防災計画に基づき、所轄消防署や防災機関等との連絡を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織等との合同訓練も実施するよう努める。また、児童等と保護者との連絡方法や状況に応じた引き渡し方法、帰宅方法を事前に保護者と十分協議して決め、地域の協力も得られるようにしておく。

カ 評価を行い次回に生かす

実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点を反映させる。

児童等には、できるだけ訓練当日に振り返らせ、詳細に記録させる。話し合いも含め、それらを集約し、成果や問題点（課題）を明確にする。次回の訓練の課題が明らかになれば、児童等も目的意識をもって訓練に参加するようになる。

(2) いろいろな避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する避難訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。 主揺動が発生するまでの時間を有効活用するために、防災頭巾やヘルメット（沿岸部ではライフジャケット等）の着用にどれだけ時間がかかるか計測・把握する訓練も取り入れる。
地震動を感知し、身の安全を守る訓練	わずかな揺れを感知した時点で緊急地震速報受信時と同じように、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 教室では「机の下にもぐって、机の脚をしっかりとつかむ」行動訓練ができるが、机がない場所にいる場合（移動教室時）や休み時間なども想定した訓練も必要である。
地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練	耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられる。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。 屋外の運動場等に集合する訓練だけでなく、運動場が液状化で使用不能な状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要である。
保護者への引き渡し訓練	児童等が在校中に災害が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練したり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。

(3) 防災研修・訓練実施計画例

(高校生防災スクールを参考として)

期 日	時 間	参 加 者	場 所
○月○日(○)	△時△分～△時△分	全校生徒・職員、 地元中学生・町内会等	体育館・運動場等
趣 旨	消防署等関係機関や地域住民等の協力・参加のもと、防災・減災に関するより専門的・実践的な知識や技術を習得し、地域防災の担い手として社会貢献できる青少年の育成を目的とする。		
実 施 内 容		講 師 ・ 指 導 機 関	
1 防災講座 2 防災実技講習 3 訓練及び体験		消防署、自衛隊、気象台、大学、県・市町村防災部局、NPO等 ※訓練等は設定時間を考慮して選択、あるいはグループ別等により実施する。 ※地震体験車、煙体験等については、昼食時間を利用して実施することも可。	
内 容	項 目	ね ら い 等	
	1 防災講座 ・南海トラフの地震等に備えて ・地震・風水害等自然災害の発生メカニズムについて ・災害・救援ボランティアについて ・稲むらの火に学ぶ ・災害の歴史について 等	<ul style="list-style-type: none"> ・大型地震等の知識と災害への備えを認識させる。 ・災害ボランティアの意義や「自助」、「共助」、「公助」の大切さを認識させる。 ・地域災害の歴史等を学び、防災・減災対策の重要性を認識させる。 	
	2 防災実技講習 ・心肺蘇生法 ・搬送法 ・応急手当 ・マイトイレ作り ・ロープワーク ・ジャッキアップ ・家具固定 ・ガラス飛散防止フィルム貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・心肺蘇生法、応急手当等を習得する。 ・減災について学ぶ。 ・非常時の簡易トイレ作りやロープ活用法を学ぶ。 	
	3 訓練及び体験 ・災害ボランティアセンター運営訓練 ・声かけ・聞き取り(戸別訪問)訓練 ・津波避難訓練 ・搬送訓練 ・炊き出し・配膳訓練 ・ダーク&ライト体験 ・パーティション組立・撤収体験 ・水運び体験 ・消火体験 ・避難所運営図上訓練 ・避難所運営体験(合宿) ・地震体験 ・煙体験	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害時の問題点等の発見や対策、避難所運営の方法等を学ぶ。 ・非常食としてのアルファ米の作成や飯盒炊さんの方法、火の起こし方等について学ぶ。 ・ボランティア活動での配膳作業等について学ぶ。 ・地震の揺れによる影響や煙中を体感することで防災・減災意識を高める。 	
※研修等の実施に当たっては、指導機関や地域等と十分打ち合わせを行う。			



パーティション組立・撤収体験



搬送訓練



マイトイレ作り



心肺蘇生法

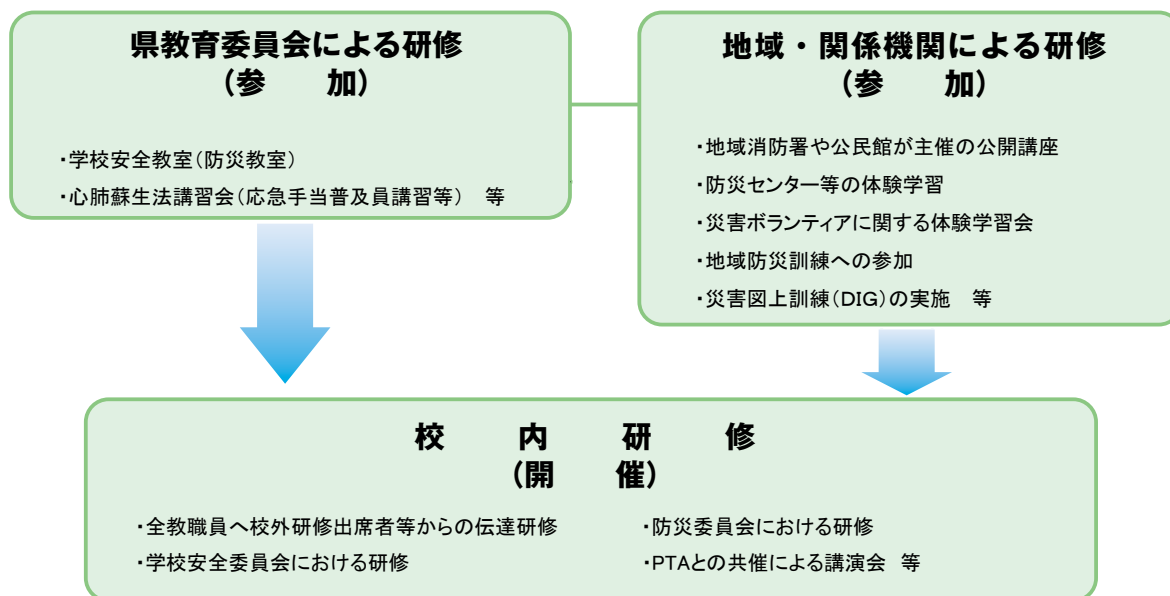


災害ボランティアセンター運営訓練

3 教職員の防災研修

(1) 教職員研修の例

学校における防災教育の推進は、児童等の安全を確保するため、まず、教職員の意識高揚を図り、指導体制を整えることが先決である。そのため、学校安全計画に教職員の研修に関する事項を盛り込むとともに、研修の充実に努めること。



(2) 校内研修の例

〇〇小学校校内防災研修会（防災マップ作り）

1 目的 タウンウォッチング・防災マップ作りの手順や指導方法を学び、学校管理下外においても、子どもたちが自らの判断で迅速に避難できる力を身に付けるための指導に生かす。

2 日時 △△年△△月△△日 △△時～

3 場所 会議室

4 参加者 全教職員、保護者有志

5 内容

(1) タウンウォッチング

- ① 児童の自宅（仮）から避難場所までの経路の選択及び安全確認作業
- ② 地域の防災安全マップ作りのための情報収集作業

(2) 防災マップ作り

- ① 自宅（仮）から避難場所までの津波避難マップ作り
- ② 防災関連施設や表示等をテーマ別にまとめた防災情報マップ作り

Ⅱ 児童等の安全確保のために

災害に備えて

1 災害への備えと災害発生により想定される対応事項等

災害に備え、災害発生時に学校として対応すべき事項等について日頃から整理しておくことが重要である。特に災害時の対応想定事項等について、時系列に整理しておくこと等が望ましい。

対応事項等の例

災害発生前
(日頃の備え)

学校防災体制の充実

- ・災害時の業務内容等の確認
- ・施設・設備等の安全点検
- ・避難路の安全確保
- ・関係機関や地域との連携 等

防災教育の充実

- ・指導方針・計画の策定と実施
- ・教職員への研修 等

防災訓練等

- ・非常事態想定の実施、救命講習
- ・地域防災訓練への参加 等

緊急地震速報 地震の揺れ

災害発生

初期対応

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難

情報収集

- ・各種警報、避難指示等の確認
- ・目視による被害状況の確認

二次対応

- ・素早い情報収集
- ・臨機応変な判断と避難

災害発生から3日間
《緊急対応期》

学校災害対策本部の立ち上げ

- ・業務内容の確認

安否確認

- ・児童等の安否確認、負傷・健康状態等の把握

情報の収集、発信手段の確認

- ・情報収集手段と方法
- ・情報発信手段と方法

避難所の設置運営にかかる協力

- ・名簿作成
 - ・関係機関への情報伝達と収集
 - ・水や食料の確保
 - ・備蓄品の管理と仕分け、配布等
 - ・衛生環境整備
- ※避難所での設置運営主体は市町村ですが、学校施設の管理者として協力

学校待機、引き渡しの手順

- ・ルール、手順

3日
から
1週
間

- ・災害対策を継続的に行うための職員、教職員の配置と健康管理等
- ・外部応援要員、教職員等の派遣要請
- ・避難所運営の市町村、自主防災組織等への移行

1週
間
から
1箇
月
《復旧期》

学校再開に向けての対応

- ・授業再開に伴う教室確保(または他の施設・学校での教室確保)
- ・授業再開のための教科書、学用品、救援物資等の調達・受入
- ・授業再開に関する県・市町村等への支援要請
- ・心のケア 等

(備考)

- ・それぞれの対応時期や期間は、被災の状況により異なること。
- ・市町村災害対策本部や教育委員会等と常時連絡、連携を取ること。
(被害状況報告、避難所開設、支援要請等)
- ・保護者との対応や児童等の心のケアなど、継続的な対応に留意すること。

緊急地震速報の活用について

緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模(マグニチュード)、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

緊急地震速報から、強い揺れが到達するまでの時間は長くても数十秒であるが、この間に心構えや緊急対応をすることで、被害の軽減を図ることができると考えられています。

緊急地震速報は、テレビやラジオ等のほか、専用の受信装置を設置して入手することができ、防災訓練等への活用も有効であると考えられています。(なお、地震発生場所の近くでは速報が間に合わない等、技術的限界も指摘されています。)

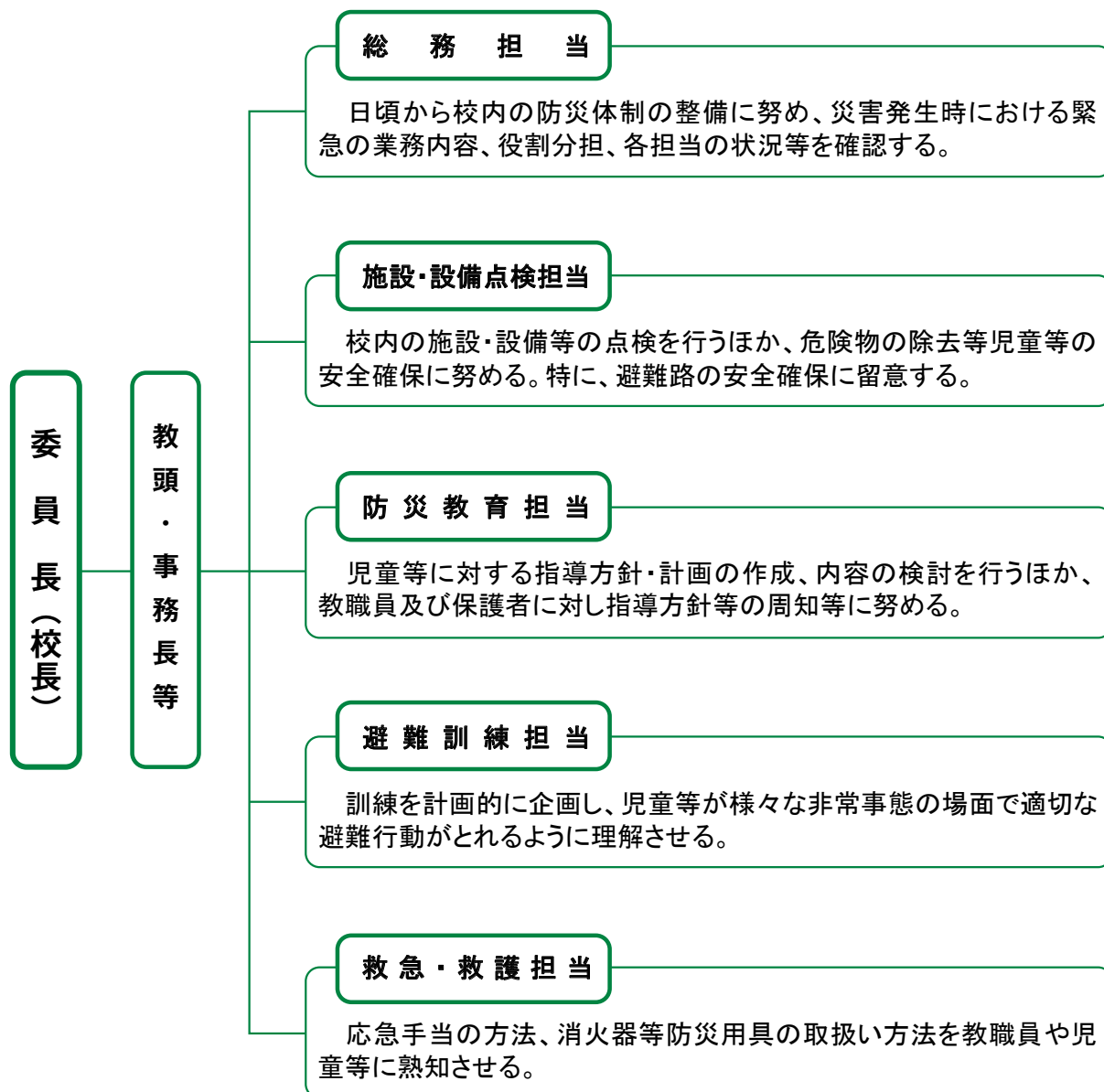
緊急地震速報のしくみ



気象庁HPより

2 学校防災体制—平常時における防災組織の例（学校安全委員会又は防災委員会）

校長、教頭、教務主任等で構成し、学校防災に関する計画を策定するほか、日頃から学校における防災体制の充実に努める。



3 学校安全度評価

(1) 平常時の安全評価度の例

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日頃から学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに対応することができる「学校災害対策本部」等の組織を備えていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山・崖崩れの予想される地域にあるか（例：津波避難困難地域にあるか）知っていますか。
- 津波や山・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりません、避難する場所や経路を決めていますか。
- 避難が必要となった時、学校の重要書類や児童等の名簿はすぐ持ち出せるようになっていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にし、指導を徹底していますか。
- 緊急避難場所や避難所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 児童等や教職員への非常時の情報伝達方法（緊急連絡網の作成など）、その広報内容（連絡文）について準備していますか。
- 保護者に対して、児童等の引き渡し方法などについて普段から周知徹底していますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオ、同報無線受信機などを備えていますか。
- 校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
- 必要な建物、体育館などの補強は済んでいますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしていますか。
- 窓ガラスなどの飛散防止対策（フィルムを貼るなど）をしていますか。
- 避難の際に妨げとなる、廊下、階段、非常口などの障害物の除去をしていますか。
- 危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など）の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災設備（防火扉、消火器、消火ホースなど）や救急設備（AEDなど）の整備、点検を定期的に実施していますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に児童等を参加させていますか。
- 市町村の防災担当者と定期的に、連絡打合せ会議などをしていますか。
- 地元の自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて、話し合いを行っていますか。
- 緊急避難場所や避難所となっている学校では、非常時の住民受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議していますか。
- 遠距離通学等のため学校に残留する児童等や防災担当職員のための、非常時における食料、飲料水、毛布などを確保していますか。
- 学校安全計画には学校の施設設備の安全点検、児童等に対する安全指導、教職員に対する研修の3項目が記載され、実施されていますか。

(2) 安全点検表の例 (非常用品)

管 理 点 検 表 (年 度)								
点検者 (印)								
	非常用品	管 理 場 所	数量	管理責任者	点検結果○・×			特 事 記 項
救 急	救急箱	保健室 職員室						
	医療品	保健室						
	担 架	保健室 職員室						
	AED	事務室前 体育館						
情 報	テレビ	校長室 職員室 事務室						
	ラジオ	職員室 事務室						
	ハンドマイク	体育教官室						
	トランシーバー	事務室						
	屋外放送器	放送室						
食 糧	非常食	体育館						
	飲料水	体育館						
	飲料水浄化装置	倉 庫						
消 火 用 品 ・ 工 具 類	消火器	各棟各階						
	バケツ	各棟各階						
	ロープ	管理棟1階倉庫						
	バール	管理棟1階倉庫						
	ジャッキ	管理棟1階倉庫						
	ハンマー	管理棟1階倉庫						
	のこぎり	管理棟1階倉庫						
	なた	管理棟1階倉庫						
	一輪車	管理棟1階倉庫						
	スコップ	管理棟1階倉庫						
	つるはし	管理棟1階倉庫						
	軍 手	管理棟1階倉庫						
	脚 立	管理棟1階倉庫						
はしご	管理棟1階倉庫							
電 灯	懐中電灯	事務室						
	発電機	グラウンド倉庫						
	非常灯	事務室						
衣 ・ 住	ヘルメット	各教室 職員室 事務室						
	毛 布	保健室 体育館						
	テント	グラウンド倉庫						
	ビニールシート	体育館						
	防災服	事務室						
	長 靴	トイレ						
雑 貨	合 羽	倉 庫						
	模造紙	事務室						
	印刷用紙	事務室						
	マジック	事務室 職員室						
	ガムテープ	事務室 職員室						
	乾電池	事務室						
	電子レンジ コンロ	調理室 事務室						

(3) 安全点検表の例（施設・設備）

管理点検表（年度）							
点検場所（ ）		点検者（ ）		印			
場所	点検項目	点検結果○・×			不良箇所 (程度)	処理 月日	印
教室・特別教室・準備室等	1	机・イスは破損していないか					
	2	床は滑りやすすくないか、また破損箇所はないか					
	3	窓や戸の開閉に支障はないか、また破損はないか					
	4	電気器具の故障はないか（コンセント等も含む。）					
	5	照明器具が破損したり、落下するおそれはないか					
	6	床・壁・柱・戸等に釘・画鋲等が出ていないか					
	7	壁にかけた物や吊り下げた物が落下する危険性はないか					
	8	掲示物などに危険はないか					
	9	カーテン・レールの破損はないか					
	10	戸棚等の引き戸・引き出しがスムーズに開閉できるか					
	11	棚の上の物は安全に保管されているか					
	12	戸棚類が倒れる可能性はないか					
	13	室内の整理整頓はよいか					
	14	刃物（はさみ・包丁・針等）は定位置に保管されているか					
	15	必要な箇所の施錠が確実にできるか（出入り口及び戸棚類）					
	16	薬品・薬品戸棚の整理・保管はきちんとできているか					
	17	ガス栓・ガスの配管などに故障はないか					
	18	換気装置に異常はないか					
流し等	1	器具に破損はないか					
	2	排水口は詰まっていないか					
	3	流し槽は清潔に保たれているか					
	4	滑りやすい状態ではないか					
廊下等	1	通行の妨げになる物が放置されていないか					
	2	滑りやすく危険なところはないか					
	3	靴箱が倒れる危険はないか					
	4	非常口は非常の場合にすぐ開放できるか					
	5	扉・引き戸はスムーズに開閉できるか					
トイレ等	1	ドア・戸口の鍵は破損していないか					
	2	床・足場は滑りやすくなっていないか					
	3	便器・シャワー等の器具の破損、水漏れ、排水不良はないか					
	4	窓枠、窓ガラスの破損はないか					
	5	洗濯機・乾燥機などの異常・故障はないか					
	6	シャワー・ガス湯沸器などの異常・故障はないか					
	7	換気装置に異常はないか					
その他	1	遊具などに危険な箇所はないか（ねじ・手すり等の破損）					
	2	周囲に危険な物が落ちていないか（ピンなどの割れ物等）					
	3	自転車置き場がきちんと整理されているか					

(4) 施設・設備の安全点検及び耐震対策

施設・設備の安全点検及び耐震対策は、主に地震時の非構造部材等の落下や転倒、移動等に対する児童等の安全確保、避難経路の確保等の観点から対策を講じるもので、注意箇所の把握とともに、視診、打診、触診などで確認するのが一般的である。

点検は、学校施設管理担当者等が行う。また、毎学期1回以上、系統的に行うこと。

ア 天井材の落下防止

- ・天井ボードのズレ、ひび割れ等の変形やビスの緩み、サビの発生がないかなどを確認し、必要に応じて修繕、交換する。
- ・揺れ止めを取り付ける。
- ・壁、柱面と天井材の間にクリアランス（隙間）を取る。

イ 窓ガラスの破損防止

- ・普通板ガラスは網入りガラス、合わせガラス等と同様の効果を期待できるよう、飛散防止フィルムなどを貼ることにより飛散、落下の危険を防止する。
- ・建具に劣化、緩み等が生じていないか確認し、問題があれば建具調整をする。また古くて性能が劣るものは新しいものに交換する。
- ・周辺部材の変形を許容できるよう、硬質性シーリングによるガラス窓枠への固定をやめ、シリコン等の弾力性のあるシーリング材料のものに交換する。

ウ 外壁落下の防止

- ・樹脂注入等による浮き、ひび割れ補修、ファスナー交換、落下防止補強、他の構法への改修等を行う。また必要に応じて張替えを行う。

エ 照明器具の落下防止

- ・揺れ止めを取り付ける。
- ・吊り金具を掛けているフックを外れ防止の機能のあるフックに変更する。
- ・ワイヤーロープで吊って補強する等の対策をとることも有効である。
- ・照明器具のランプを「飛散防止型蛍光ランプ」に取り替えることも有効である。
- ・体育館の吊り下げ照明は、取り付け部分に腐食等がないか確認し、必要に応じて修繕、交換する。

オ 設備、家具の転倒、落下の防止

- ・空調室外機、高置水槽等は、アンカーボルトやストッパーで固定する。
- ・屋上や外壁に設置する設備機器等は、強固な基礎で主構造体と一体化させる。
- ・書棚、ロッカー類は、頑丈な壁、梁、天井などに金具で固定する。
- ・テレビは、滑り、落下防止のためにベルト等により棚に固定する。
- ・体育館に設置されているスピーカー等の重量物は、落下により多大な危害を及ぼすおそれが高いので、取付金物で上下2箇所以上壁等に固定する。

※参考：「学校施設における非構造部材等の耐震対策事例集」（国立教育政策研究所文教施設研究センター）ほか

安全点検項目（状況確認）

<p>屋</p>	<p>屋根</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 錆等の腐食、剥離はないか。
<p>根</p>	<p>設備機器設置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 固定され転倒落下防止をしているか。
<p>天井</p>	<p>天井・照明器具・天井吊り物・テレビ</p>		<p>天井</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ねじの外れや天井材の歪みはないか。 <p>照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金具に緩みはないか。 <p>天井吊り物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 天井に固定されているか。 <p>テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定金具は緩んでいないか。 ● 天井に固定されているか。
<p>壁</p>	<p>壁</p>	 <p style="text-align: center;">↓ベニヤ板の例</p>	<p>ベニヤ板</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガタつきや釘の浮きや目地のずれはないか。 <p>モルタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。 <p>コンクリートブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひび割れ、剥落、欠損は見られないか。

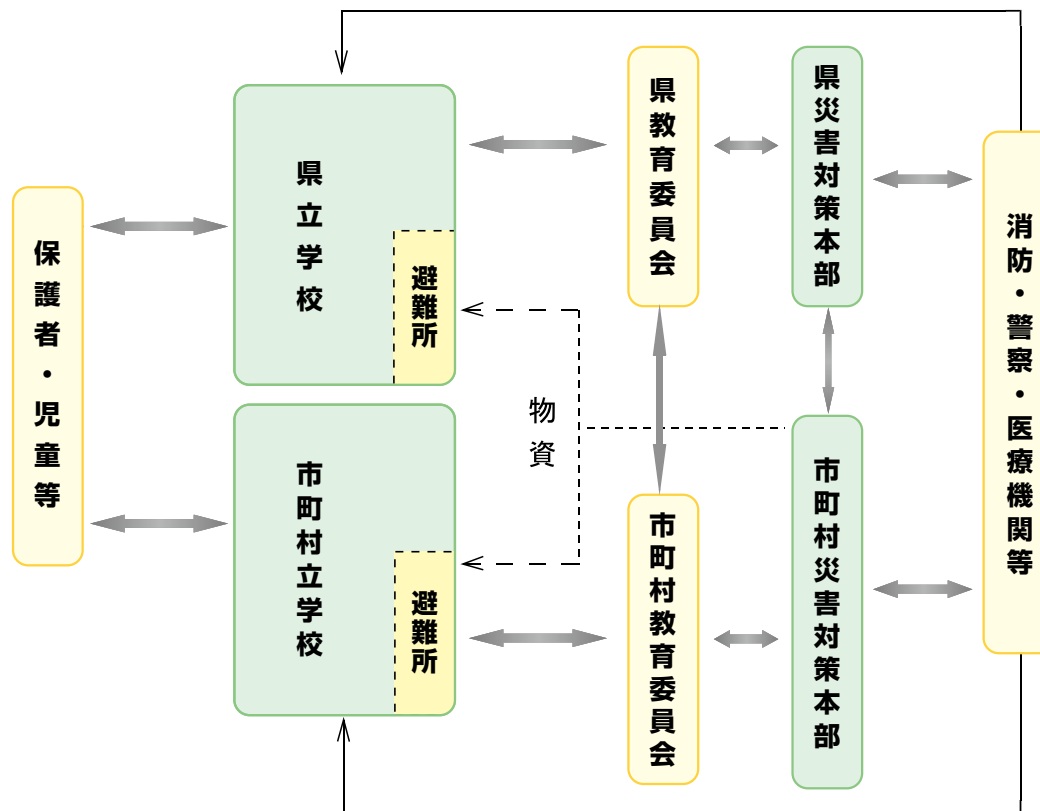
壁	窓		<p>窓サッシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガタつき、ガラスの破損はないか。 ●ガラスを止めている材料（シーリング）に弾力がなくなり硬くなっていないか。
	扉		<ul style="list-style-type: none"> ●開閉にクリアランス（隙間）を確保しているか。
	書棚・ロッカー		<ul style="list-style-type: none"> ●床又は壁に固定されているか。
	テレビ		<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ台又は壁に固定されているか。

壁	薬品庫		●転倒防止金具等で固定されているか。
	書棚・ロッカー		●床又は壁に固定されているか。
床	実習機器		●床に固定され転倒落下防止をしているか。
			
避難経路	廊下		●物品等は置かれていないか。

災害発生時の対応

1 災害発生時における連絡・連携

(1) 関係機関等との連絡・連携体制



(2) 関係機関等への通報・連絡内容と方法

機 関 名	通報・連絡内容等	方 法
県教育委員会 市町村教育委員会	児童等・教職員の避難・負傷状況、学校施設の被災状況等	電 話 インターネット メール 防災無線 有線放送 文 書 伝 令 等
保 護 者	待機児童等の保護方法、児童等の引き渡し方法、帰宅方法、緊急連絡事項、通学路安全確保への協力要請等	
消 防 署	救急救助の要請、火災発生状況、消火要請等	
警 察 署	通学路の安全確保、盗難に対する警戒等の要請、児童等・教職員の負傷状況、学校施設の被災状況等	
保 健 所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等	
医 療 機 関	受け入れ要請、児童等・教職員の負傷状況、治療状況の確認等	

(3) 児童等の安否確認

児童等及び家族の安否、住居被害状況を確認する方法を事前に決定し、周知徹底しておくことが必要である。確認方法について例示する。

ア 自宅や緊急連絡先等への電話

ただし、大災害時は一般回線については使用が制限され、電話がつながりにくくなるので、被災地から被災地外へ安否情報や必要な報告をすることが望ましい。

※公衆電話は制限を受けず、災害時優先電話となる。

イ 避難カードの活用

児童等から一旦避難カードを回収し、事前に避難場所を確認しておくこと。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」等の利用（震度6弱以上の地震発生時等で利用可能。）

(ア) 災害用伝言ダイヤル「171」

大規模な災害が発生した場合（震度6弱以上の地震発生時等）に運用されるシステムで、被災地内の電話番号をキーにして、安否・居場所などを知らせるメッセージを30秒以内で録音・保存できる。

(例) 被災地域 A 学校の電話番号が073-412-3456の場合

①【伝言録音】 1 7 1 + 1 + 0 7 3 + 4 1 2 3 4 5 6
 ②【伝言再生】 1 7 1 + 2 + 0 7 3 + 4 1 2 3 4 5 6

- ・ 伝言例1 「1年1組、紀州一郎（本人）です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在〇〇小学校に避難しています。」
- ・ 伝言例2 「2年3組、和歌山太郎の母親です。本人は、腕を骨折し△△病院に運ばれましたが、命に別状はありません。父親は勤務先の工場が倒壊し、けがをしましたが、私と一緒に自宅にいます。自宅の被害は軽いです。」

(イ) 災害用伝言板「web171」（震度6弱以上の地震発生時等で利用可能。）

インターネットを活用して、安否情報等を音声により伝達するサービスである。

- ①【登録】被災地内の自宅や避難所などにあるパソコン、携帯電話などから、
<http://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号をキーに伝言を登録
- ②【閲覧】 <http://www.web171.jp/> にアクセスし、電話番号及びパスワードを入力して閲覧

(ウ) 災害用伝言板サービス ※携帯電話各社、同様のサービスを提供している。

携帯電話の番号をキーにして、安否情報等を電子掲示板により確認できるサービスである。
 設定方法、使用方法等詳細については下記 URL 参照

NTT docomo

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

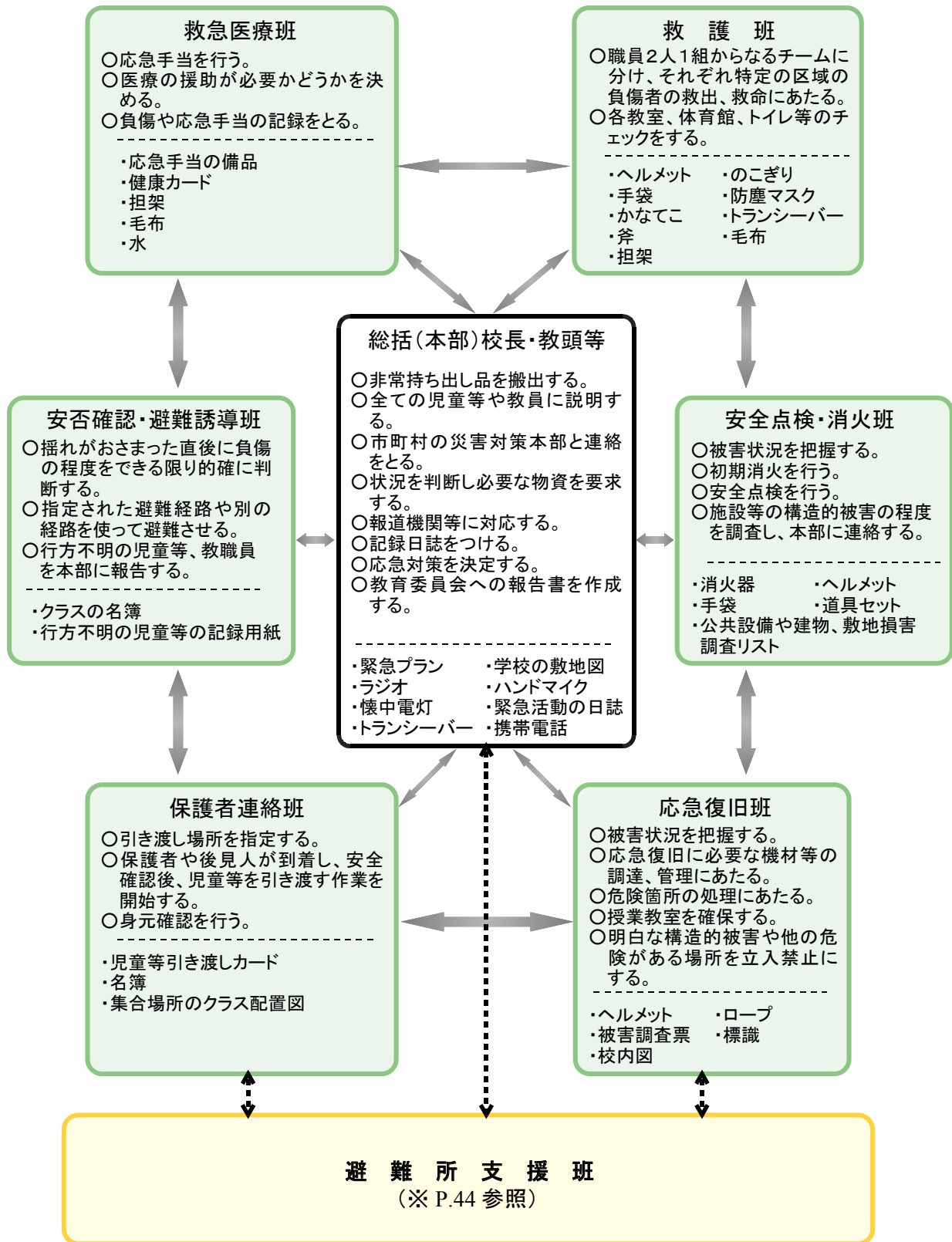
ソフトバンク

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

au

<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

2 災害発生時における応急対応組織の例（学校災害対策本部）



3 教職員の緊急マニュアル

(1) 地震の場合

アー1 在校時の対応例 (津波到達時間が短い地域)

〔児童等〕

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
- ・地震発生までに時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケットを着用する。
- ・机の下に避難する時は、机の脚をつかむ。
- ・上記の姿勢を維持する。

〔教職員〕

- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難するよう指示をする。
- ・時間があればヘルメットや防災頭巾、ライフジャケット着用の指示をする。
- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で頭部を保護するよう指示をする。

緊急地震速報

受信

地震発生

初期対応

一次避難

安全確認

学校災害対策本部設置

緊急避難場
での待機

事後の
対応

揺れが弱まり移動が可能になったら

- ・近くの人同士けがをしていないか、声を掛け合う。
- ・高台の緊急避難場所〇〇に迅速に避難する。
- ・ガラスの破片等に注意して避難する。
- ・負傷者がいたら手助けして避難する。
- ※避難が遅れた場合、ライフジャケット等を着用し、校舎上階に待機する。
- ・移動が可能であれば、さらに高いところへ避難する。

【管理職】情報収集とともに安全な場所への避難の指示をする。

- ・高台の緊急避難場所〇〇に避難するよう指示をする。
- ・移動が可能であれば、さらに高いところへ避難するよう指示をする。
- ・配慮を要する児童等を誘導する。

- ・クラスごとに集合し、逃げ遅れている人がいないか確認する。
- ・負傷者や未確認者を担任に報告する。

- ・クラスごとに安全を確認し、管理職に報告する。
- ・負傷者の確認と応急手当を行う。

- ・長時間の待機を想定し、お互いに声を掛け合う等自分たちができることを行う。(人を探しに行かない。)

【管理職】津波警報等の解除が発表されても、管理職が避難解除を決定するまで待機させる。

- ・役割分担に従い、各業務にあたる。
- ・長時間の待機を想定し、児童等の体調管理、心理面のサポートにあたる。

- ・引き渡しカードに必要事項を記入し、保護者とともに担任に渡す。
- ・保護者不在、家屋が流失・損壊した児童等は、家族で決めた避難所に教職員と一緒に移動する。

- ・被害状況や施設の状態等を教育委員会に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
- ・引き渡しを含め、災害状況、今後の対応等について保護者に知らせる。(引き渡しカード利用 ※P.42参照)
- ・学校の施設・設備の点検、必要に応じ通学路の安全点検を行う。

津波てんでんこ

「津波てんでんこ」とは、三陸地方に言い伝えられている言葉であり、「てんでんこ」とは、てんでばらばらにという意味です。「津波の時は、家族のことよりもまず自分の命を守ることを考えて逃げることを、そうすることで全滅を免れることができる」という意味合いをもっています。家族一人一人が、きちんと避難するという確信をもてるよう、家族で話し合って約束しておきましょう。

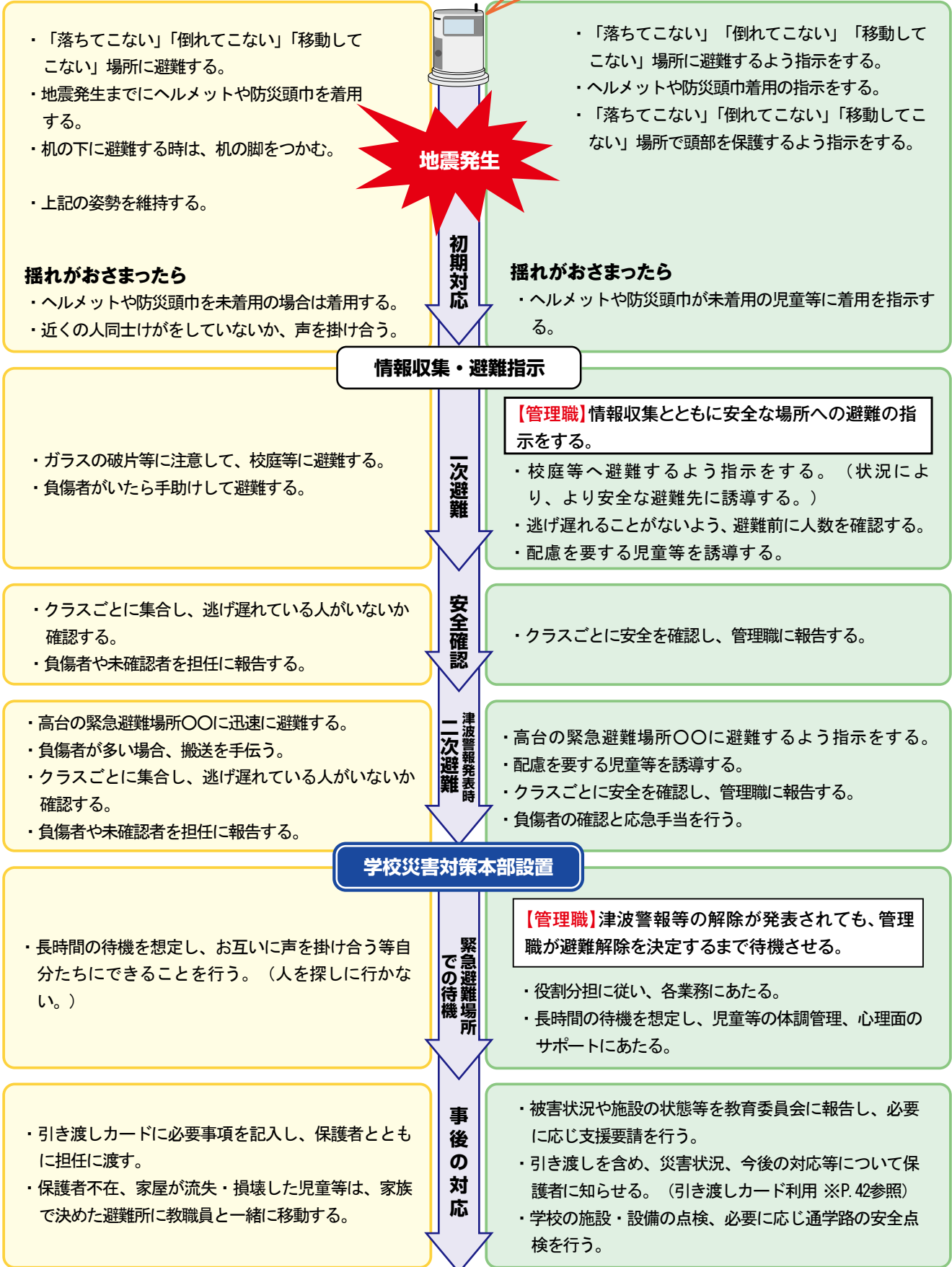
ア-2 在校時の対応例

〔児童等〕

緊急地震速報

受信

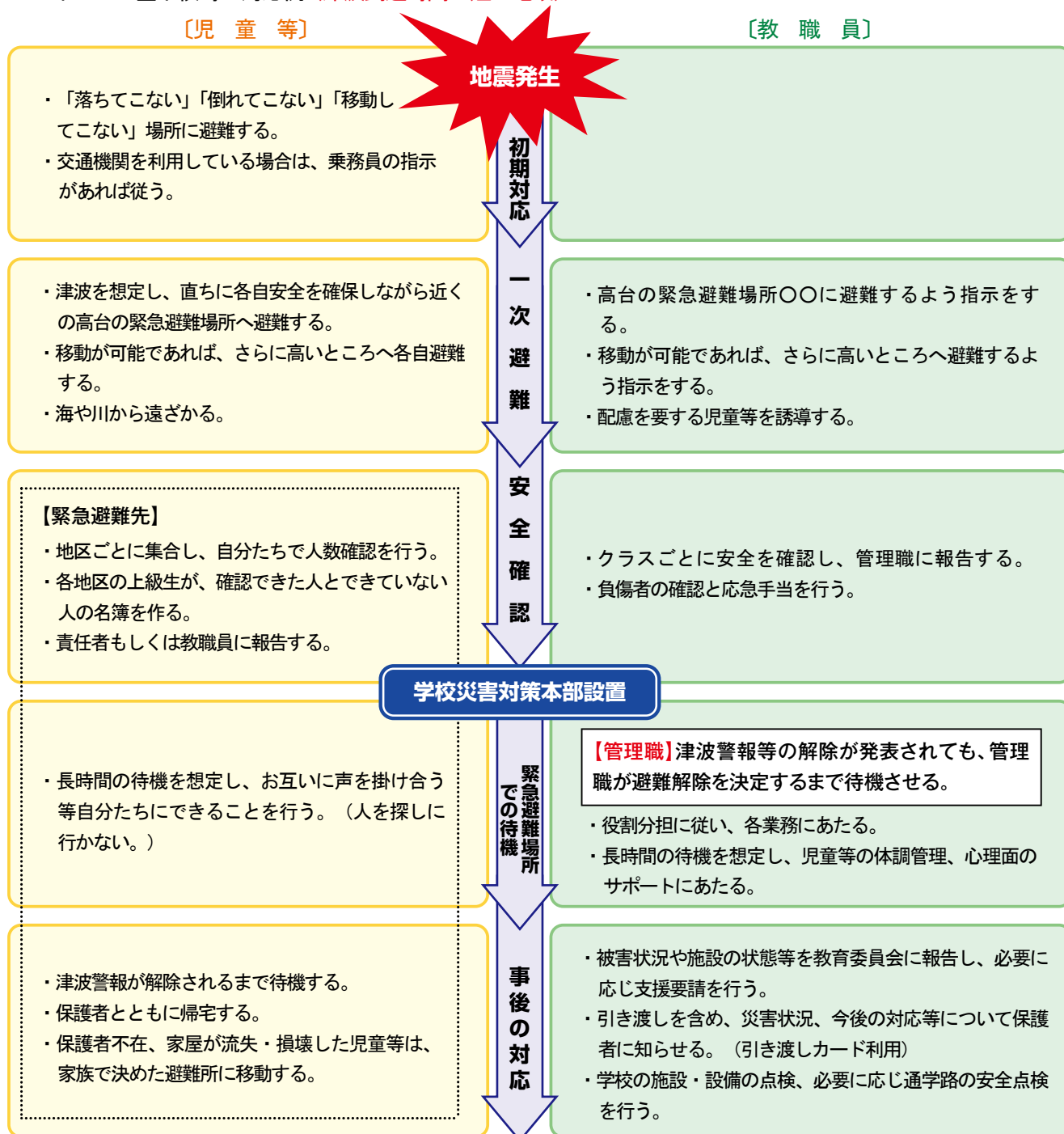
〔教職員〕



イー1 登下校時の対応例（津波到達時間が短い地域）

〔児童等〕

〔教職員〕



※スクールバスを使用している場合は、別途マニュアルが必要である。

避難カードの活用 ～わたしは逃げるよ!家族で決めた場所で会おうね～

いざという時、家族を信じ、一人一人がきちんと避難することが大切です。そのために、家族で緊急避難場所や避難所を事前に話し合い、書き留めておくことが必要です。

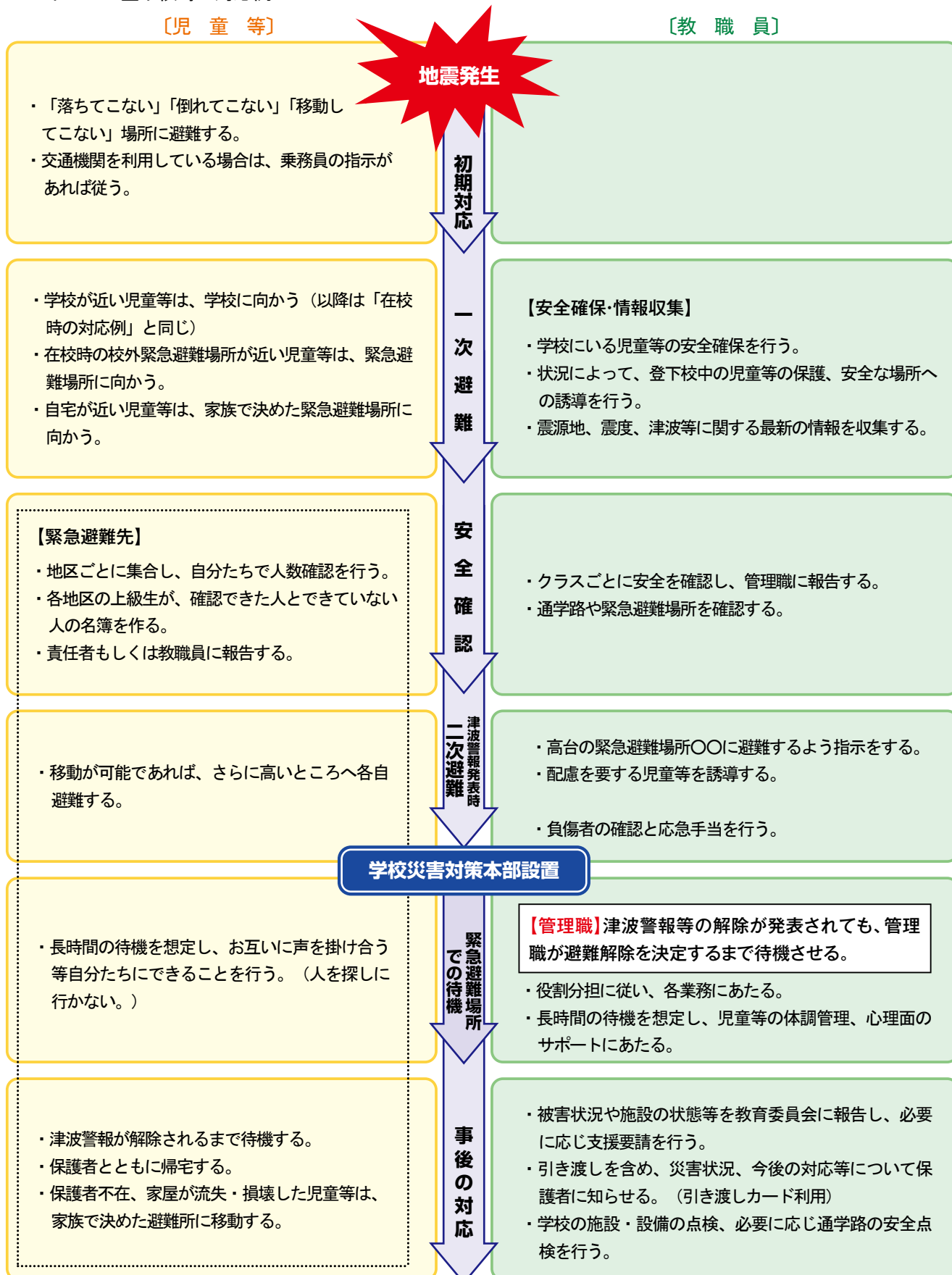
（事前に児童等の緊急避難場所や避難所を把握しておく、事後の対応に役立てることができます。）



イー2 登下校時の対応例

〔児童等〕

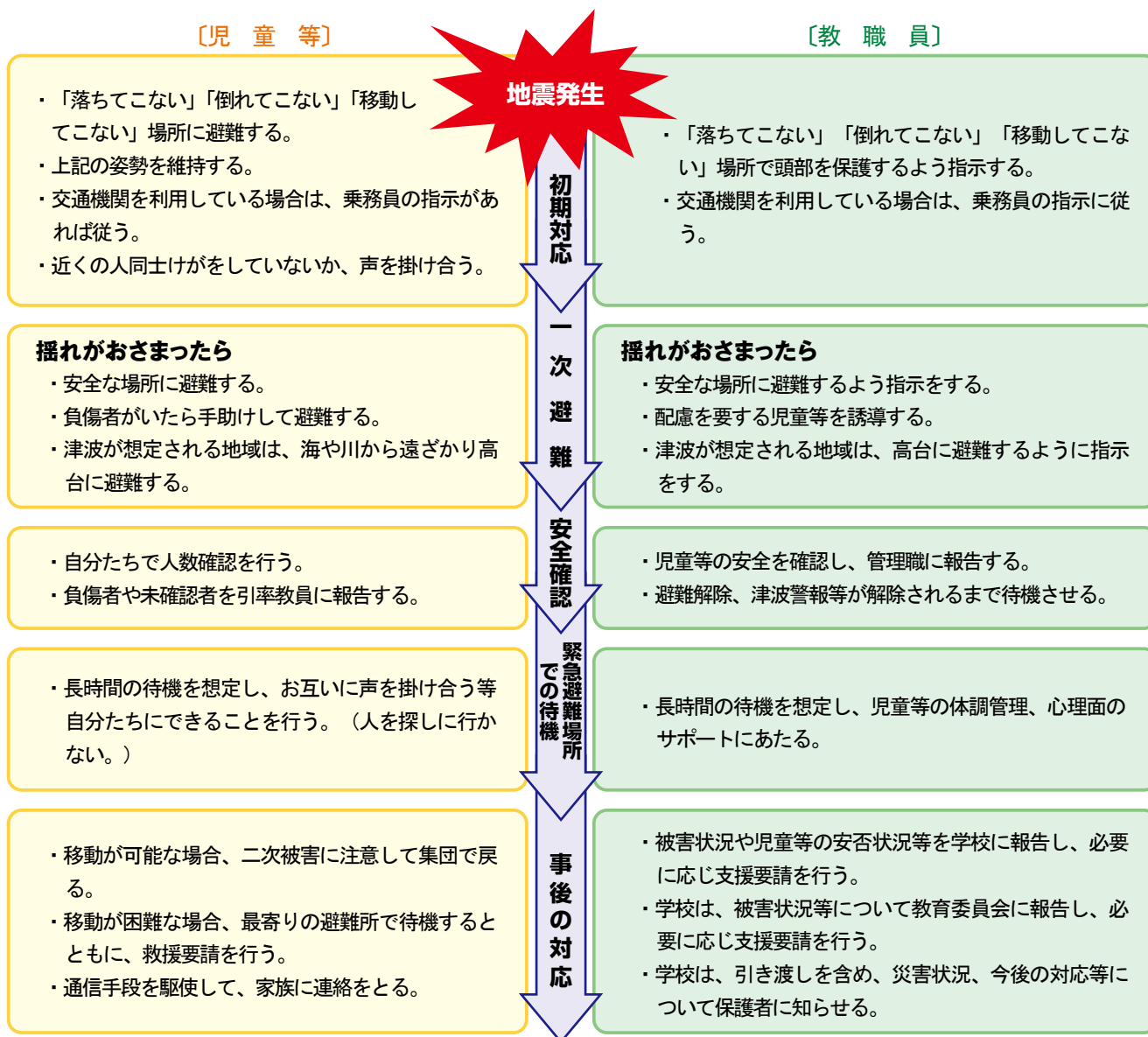
〔教職員〕



※スクールバスを使用している場合は、別途マニュアルが必要である。

ウ 学校外の諸活動中の対応例

※事前に活動場所から最寄りの高台避難先を確認し、経路が曖昧であれば実際に歩いておく。



津波避難3原則

津波警報が発表されたら、
迅速に高台などの安全な避難場所へ避難しましょう！！

津波避難3原則

- ① 想定にとらわれない
- ② 最善を尽くせ
- ③ 率先避難者になれ



片田敏孝 群馬大学大学院教授 監修

エ 勤務時間外の対応例

〔教職員〕

- ・身の安全を確保する。
- ・津波浸水の危険性がある学校・地域では、避難を優先し、リスクを冒して配備・参集はしない。



※下記の体制については、県教育庁等職員の防災体制に準じて例示したものであり、市町村や学校の実情等により別途定めるものである。

区分		状況	動員配備人員
警戒体制	1号	・地震が発生し、県内で震度4を記録したとき。	必要人員
	2号	・和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ・危機管理監が必要と認めたとき。	
配備体制	1号	・危機管理監が必要と認めたとき。	
	2号	・和歌山県に津波警報（津波）が発表されたとき。 ・地震が発生し、県内で震度5弱又は5強を記録したとき。 ・東海地震の警戒宣言が発令されたとき。 ・危機管理監が必要と認めたとき。	
災害対策本部		・和歌山県に特別警報（大津波警報）が発表されたとき。 ・地震が発生し、県内で震度6弱以上を記録したとき。 ・知事が必要と認めたとき。	

学校へ参集

学校災害対策本部設置

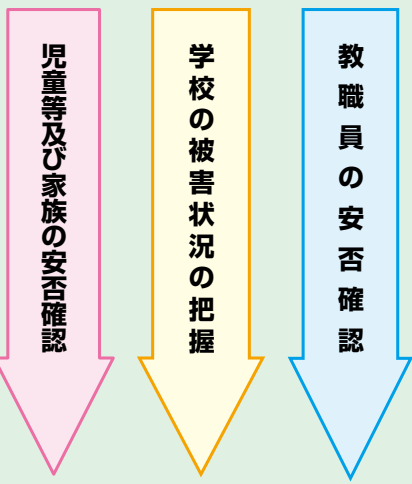
- ・参集した教職員により役割分担を行い、各業務にあたる。

被害状況把握

- ・地震規模、余震情報、二次災害等の情報を収集する。
- ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
- ・校区の被害、危険箇所等の情報を収集する。

事後の対応

- ・児童等の被害状況や施設の状態等を教育委員会に報告し、必要に応じ支援要請を行う。
- ・災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。



(2) 風水害・土砂災害の場合

気象警報（大雨警報、洪水警報等）、土砂災害情報発表時の対応例

〔教職員〕

各種情報収集

- ・気象情報を収集する。（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- ・河川、道路、交通機関の状況を確認する。
- ・地域の実状やその時の状況によって、注意報段階での対応も検討する。

気象警報（大雨警報、洪水警報等）、
土砂災害情報発表

- ・保護者や自治会等の協力を得て、校区の状況を確認する。

措置判断

- ・休校措置、授業の打ち切り、集団下校、保護者への引き渡し等を判断する。

教育委員会への報告

- ・「学校運営措置状況」を報告する。

保護者への連絡

- ・措置の状況について報告する。

各種対応

- ・【在校時】授業の打ち切り、集団下校、保護者への引き渡し
- ・【在宅時】休校措置、時間指定登校

風水害・土砂災害から身を守るために

風水害や土砂災害（土石流、地滑り、崖崩れ）の危険があるときは、気象警報等の発表によって児童等が自宅待機もしくは避難をしている可能性が高く、在学をしていない想定が現実的です。

これらの災害は、早い段階から情報入手が可能なので、家屋の立地条件や家族構成等を考慮した避難行動をとることができます。

タウンウォッチングを通して、地域の特徴を把握した上で、一人一人が自宅からの避難方法を考える学習が重要です。また、学習参観等で保護者とともに考える時間を設定することも効果的です。

県の風水害緊急避難先安全レベルの考え方

緊急避難先 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
緊急避難先 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
緊急避難先 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
緊急避難先 (☆) (注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

災害種別	立地状況	RC強 4階以上	RC強 3階	RC強 2階	RC強 1階	RC 4階以上	RC 3階	RC 2階	RC 1階	木造等 2階	木造等 1階	
土砂災害	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内（法指定）に立地	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆	☆	☆	☆ (注)	☆ (注)	☆ (注)	
	土砂災害危険箇所・山地災害危険区域（法指定外）の近くに立地	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆	☆ (注)	☆ (注)	
	上記区域外に立地	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合2)	☆☆☆ (強度ありの場合2)	
浸水	想定浸水深5m以上の地域に立地 3階までの浸水	RCと同様					☆☆	☆	☆ (*1)	☆ (*1)	☆ (*1)	☆ (*1)
	想定浸水深3m以上5m未満の地域に立地 2階までの浸水						☆☆☆	☆☆	☆	☆ (*1)	☆	☆ (*1)
	想定浸水深50cm以上3m未満の地域に立地 1階までの浸水						☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆	☆	☆
	想定浸水深50cm未満の地域に立地 床下程度の浸水						☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆	☆☆	☆☆
	浸水区域外に立地						☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆	☆☆☆ (強度ありの場合2)

土砂災害と浸水による☆の数が異なる場合には、少ない方の☆を当該避難先の区分とする。

※RC強とは、土砂災害特別警戒区域内における居室等を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件（平成13年3月30日国土交通省第383号）に基づき建築された鉄筋コンクリート造の施設又は準ずる鉄筋コンクリート造の施設をいう。

*1 過去の浸水状況や地理的情報等により、避難先（☆）か避難先（☆）（注）にするかをどうかを判断するもの。

*2 強度ありの場合とは、昭和56年6月から適用されている建築基準法の耐震基準（新耐震基準）によって、震度6強以上の地震に対し建物が倒壊せず人命を保護できる施設をいう。
その他の施設については、施設の状況により☆☆☆又は☆とする。



4 児童等の引き渡しについて

(1) 引き渡しの判断

津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に対する情報を提供し、児童等を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。

引き渡しのルール例

地震のみ		津波	
震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。 時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは児童等を学校で保護しておく。 	(特別警報) 大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフの巨大地震で津波浸水が予想される地域は、解除になるまで引き渡しは行わない。
震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> 原則として下校させる。 交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。 	津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 東海・東南海・南海地震の3連動地震で津波浸水が予想される地域では、解除になるまで引き渡しは行わない。
		津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> 引き渡しを行う。 解除後でも、海・川に近づかない。

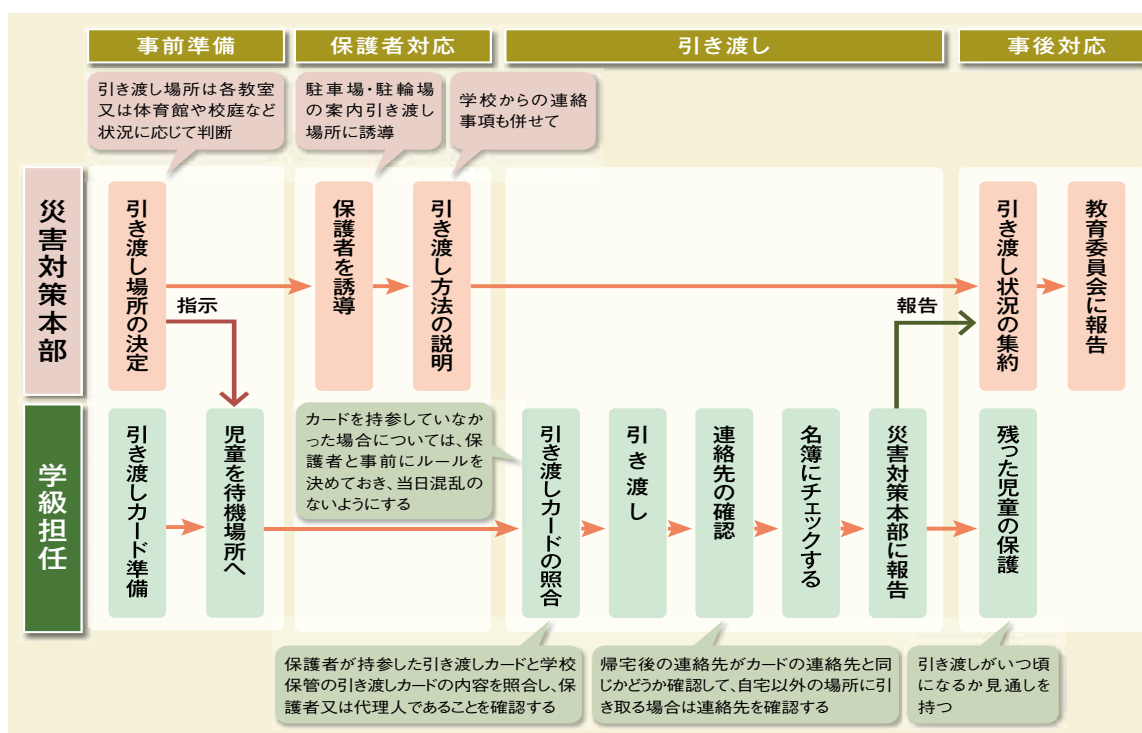
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

(2) 学校に待機させる場合の留意点

- ア 児童等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ落ち着かせる。
- イ 必ず教職員がそばにつき、児童等に安心感を与える。
- ウ 保護者の迎えが遅くなっている児童等の精神的ケアに努める。
- エ 引き渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- オ 引き渡し後、気象情報等のレベルが上がった場合、家族で避難するよう確認する。

(3) 引き渡しの手順の明確化

校内における引き渡しの手順（小学校の例）



校外で引き渡す場合の流れ

- ・ 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 - ・ 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 - ・ 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は校内の引き渡しと同様にする。
- ※校外に出る場合は、あらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておくとい。

児童引き渡し・緊急連絡カード例

児童引き渡し・緊急連絡カード				〇〇小学校		
(児童氏名) 年 組			(兄弟氏名) 年 組 年 組			
番号	引き取り者氏名		連絡先 (電話、住所)		児童との関係	チェック欄
1	保 護 者		電話 [- -]		
			携帯 [- -]		
			住所 []		
2						
3						
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。						

5 学校施設設備の点検（学校再開に向けて）

	学 校 の 対 応
安 全 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設・設備の安全確認を行うと同時に整理を行う。 ・ 理科室など特別教室の危険物の確認と応急処置を行う。 ・ 危険箇所の確認と立入禁止区域の設定を行う。
ラ イ フ ラ イ ン の 点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（電気・水等）が使用できるか点検する。 ・ ガス会社の点検があるまで、ガスの元栓を閉めておく。 ・ プールの水は生活用水としての活用を検討する。 ・ 給水タンクの水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、給水栓を閉じる。
復 旧 対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。 ・ 施設・設備や備品等の被害状況を記録写真として残しておく。 ・ 教育委員会、災害対策本部等と連絡をとり、情報提供・収集に努める。

危険箇所の判断は誰がどの規準で行うか？

建物の危険度判定は専門家（危険度判定士）に任せなければなりません、壁の亀裂や天井からの落下物等による建物への立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行います。

施設・設備の普段の状況を把握しておき、震災時にどこにどのような損傷が新たに発生したかをすみやかに発見できるようにしておくことが大切です。

構造上の問題としては、柱・梁・壁の破壊です。

◇ 鉄筋コンクリート

柱・梁 = 鉄筋が見える、深い亀裂 壁 = 大きく深い亀裂、×字形の亀裂

◇ 鉄骨造り

柱・梁 = 折れる、ねじ曲がる、接合部が壊れる、膨らむ

壁 = 破壊があっても柱・梁がしっかりしていれば大丈夫

◇ 木 造

柱・梁 = 傾く、接合部が外れる



6 避難所運営の協力について

(1) 避難所としての学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす最も重要な役割は、児童等の安全確保・安全確認、教育活動の早期正常化であるが、地震等大規模災害が発生した場合には、避難所に指定されている学校はもちろんのこと、指定されていない学校にあっても、地域の実情等により緊急の避難所となることが予想される。

このため、学校にあっては、避難所となった場合を想定して、事前に防災担当部局や地域自主防災組織のリーダー等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

(2) 教職員の協力体制の整備

学校が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス（一例）が考えられる。

- ア 各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。
- イ 少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切である。
- ウ 児童等と避難者のスペースや動線を分けておくことが必要である。

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地震発生</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">地域住民等の学校への避難</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備の安全点検 ・ 開放区域の明示 ・ 駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助活動	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の開設</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">避難所の管理・運営</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿作成 ・ 関係機関への情報伝達と収集 ・ 水や食料等の確保 ・ 備蓄品の管理と仕分け、配付等 ・ 衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による 安全点検	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">自治組織の立ち上がり</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">自治組織の確立</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治組織への協力 ・ ボランティア等との調整 ・ 要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">避難所機能の解消と学校機能の正常化</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校機能再開のための準備
		<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">日常生活の回復</div>	

7 児童等の心のケア

大災害や事故などで、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童等によっては、表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深い所には心的外傷としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが考えられる。

このため、児童等の心的外傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要である。

学校は、児童等の実態を踏まえ、教育委員会、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、児童等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等を実施する必要がある。



時系列による影響の特徴とその対応

区 分	症 状	対 応 の 方 法
急性反応期 (災害から 2～3日)	<ul style="list-style-type: none"> ○著しく重篤な一過性の症状が生じる時期 ○抑うつ、不安感、絶望感、過活動、ひきこもり等 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の安全確保 ○近くの避難所への移動 ○外傷等の身体的問題の手当 ○水や食糧の確保
身体症状期 (災害から 1週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○身体症状が表面化してくる時期 ○頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体的諸検査を行い、必要な処置の実施 ○既往症をチェックし、以前からの症状の悪化に注意 ○受容的、指示的に対応
精神症状期 (災害から 1箇月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ○集中困難、イライラ、多弁、多動、攻撃的(そう状態) ○食事もおっくうになり、うつ感情が高まり、罪悪感や自殺念慮が生じる。(うつ状態) ○そう状態とうつ状態の両者を併せ持つ場合も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の訴えをよく聞く。 ○言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。 ○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。
心的外傷後 ストレス障害 (PTSD) (災害から 1箇月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害を持続的に再体験 災害を思い出すような行動や遊びを繰り返す。 災害の夢や怖い夢を見る。 災害を思い出すと緊張したり、どきどきしたりする。 ○災害と関連した刺激を回避 災害のことを思い出したくない。災害を受けた場所や状況を回避する。 ○覚醒レベルの亢進 寝付きにくい。かんしゃくを起こしやすい。 集中しにくい。警戒心が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重傷になれば、精神科医等と連携をとって対応する。 ○長時間の持続的な観察とケアが必要。 ○児童等自らの訴えを、時間をとって十分に聞く。 ○必ず元の状態に戻ることを伝え、安心させる。 ○児童等の情緒的反応が見られても、子ども自身が心配していなければ、その問題を積極的に取り上げない。 ○遊びと運動を増やし、人間関係を良好にする。
遅発性PTSD (災害から 数か月以後)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害後に問題なく過ごしていたり、一時的な不安や恐怖の症状が消失していたりした児童等が、数か月以上経過した後に、PTSDの症状を現す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の状況に類似したり、同じ条件が重なったりすると、不安定になるので、日頃から注意深く観察し、安心させる状態を作っておく。
アニバーサリー 反応 (anniversary reaction)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した1年後や2年後の同日が近づくと、児童等が不安定になったり、種々の反応を示したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○その日が近づいた頃に、どのような反応があるかを児童等や保護者に伝えておく。 ○不安定になった場合の対応をあらかじめ保護者に理解してもらい、協力してもらう。

資料編

1 防災教育等に関する情報提供

防災教育等関係の情報を収集するための関係機関ホームページアドレス及び参考資料の紹介

■ ホームページアドレス紹介

全般的な情報

- 内閣府（防災担当） <http://www.bousai.go.jp/>
- 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>
- 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター <http://www-drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/>
- 東京大学地震研究所 <http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/Jhome.html>
- 地震調査研究推進本部 <http://www.jishin.go.jp/main/index.html>
- 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」 <http://www.dri.ne.jp/>
- 消防防災博物館 <http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>
- 静岡県地震防災センター <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/>
- 稲むらの火と地震対策 <http://www.inamuranohi.jp/>
- 野島断層保存「北淡町震災記念公園」 <http://www.nojima-danso.co.jp>
- 防災教育チャレンジプラン <http://www.bosai-study.net/top.html>
- 地震情報リンク集 <http://www.hir-net.com/link/quake/>

和歌山県内の情報

- 和歌山県危機管理局総合防災課 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/index.html>
- 和歌山県教育センター学びの丘「きのくに教育 iDC」 <http://idc.wakayama-edc.big-u.jp/index.jsp>
- 和歌山県災害ボランティアセンター <http://www.shakyo.com/>

■ 参考情報

- 防災学習ハンドブック（指導者用）（平成 18 年度）くろしお教育サミット
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）文部科学省
- 「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（平成 25 年 3 月）文部科学省
- 和歌山県防災教育指導の手引き（平成 25 年 3 月）和歌山県教育委員会
- 減災教育副読本「命を守る県民減災運動」和歌山県教育委員会

2 市町村等防災担当窓口一覧

市町村

市町村	担当窓口	電話番号	所在地
和歌山市	総合防災課	073-435-1199	〒640-8157 和歌山市八番丁12
海南市	危機管理課	073-483-8406	〒642-8501 海南市日方1525-6
橋本市	防災推進室	0736-33-1111	〒648-8585 橋本市東家1-1-1
有田市	経営企画課	0737-83-1111	〒649-0392 有田市箕島50
御坊市	防災対策課	0738-23-5528	〒644-8686 御坊市藺350
田辺市	防災対策課防災対策係	0739-26-9976	〒646-8545 田辺市新屋敷町1
新宮市	防災対策課	0735-23-3333	〒647-8555 新宮市春日1-1
紀の川市	危機管理消防課	0736-77-1300	〒649-6492 紀の川市西大井338
岩出市	総務課	0736-62-2141	〒649-6292 岩出市西野209
紀美野町	総務課特別対策室	073-489-5912	〒640-1192 海草郡紀美野町動287
かつらぎ町	総務課	0736-22-0300	〒649-7192 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160
九度山町	地域防災課	0736-54-2019	〒648-0198 伊都郡九度山町九度山1190
高野町	総務課防災対策推進室	0736-56-3000	〒648-0281 伊都郡高野町大字高野山636
湯浅町	総務課	0737-64-1108	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1055-9
広川町	総務政策課	0737-23-7732	〒643-0071 有田郡広川町大字広1500
有田川町	総務政策部総務課	0737-52-2111	〒643-0021 有田郡有田川町大字下津野2018-4
美浜町	防災企画課	0738-23-4902	〒644-0044 日高郡美浜町和田1138-278
日高町	総務政策課	0738-63-2051	〒649-1213 日高郡日高町大字高家626
由良町	総務政策課	0738-65-1801	〒649-1111 日高郡由良町里1220-1
印南町	総務課	0738-42-0120	〒649-1534 日高郡印南町大字印南2252-1
みなべ町	総務課	0739-72-2051	〒645-0002 日高郡みなべ町芝742
日高川町	総務課	0738-22-1700	〒649-1324 日高郡日高川町大字土生160
白浜町	総務課防災対策室	0739-43-5555	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1600
上富田町	総務政策課	0739-47-0550	〒649-2192 西牟婁郡上富田町朝来763
すさみ町	総務課	0739-55-4802	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4089
那智勝浦町	総務課防災係	0735-52-4811	〒649-5392 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-1-1
太地町	総務課	0735-59-2335	〒649-5171 東牟婁郡太地町大字太地3767-1
古座川町	総務課	0735-72-0180	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池673-2
北山村	総務課	0735-49-2331	〒647-1603 東牟婁郡北山村大沼42
串本町	総務課	0735-62-0555	〒649-3592 東牟婁郡串本町串本1800

県等

機関名	担当窓口	電話番号	所在地
和歌山県	総合防災課	073-441-2271	和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育委員会	健康体育課	073-441-3701	和歌山市小松原通1-1
和歌山県災害ボランティアセンター	和歌山県社会福祉協議会	073-435-5220	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F和歌山県社会福祉協議会内

学校における防災教育・安全指針
－防災教育の充実と児童生徒等の安全確保のために－

発行：和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

ホームページアドレス：

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500900/index.html>